

# 津市中央市民館多目的便所設置工事

図 面 リ ス ト							
建 築 工 事				電 気 設 備 工 事		給 排 水 衛 生 ・ 機 械 設 備 工 事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A - 01	特記仕様書 (改修) 1			E - 01	特記仕様書 1	M - 01	機械設備 特記仕様書 1
A - 02	特記仕様書 (改修) 2			E - 02	特記仕様書 2	M - 02	機械設備 特記仕様書 2
A - 03	特記仕様書 (改修) 3			E - 03	特記仕様書 3	M - 03	機械設備 凡例・樹参考・器具機器表
A - 04	特記仕様書 (改修) 4			E - 04	分電盤結線図・照明器具姿図・弱電機器	M - 04	機械設備 給排水衛生換気 平面図 (改修後)
A - 05	特記仕様書 (改修) 5			E - 05	電灯設備 改修前 改修後 1階平面図	M - 05	機械設備 給排水衛生設備 平面詳細図 (改修前・改修後)
A - 06	附近見取図・配置図兼仮設計画図			E - 06	電灯設備・弱電設備 改修前 改修後 1階平面図		
A - 07	建築物概要・仕上表						
A - 08	改修前 1階平面図兼仮設計画図・改修後 1階平面図						
A - 09	改修前・後 2階平面図兼仮設計画図・改修前・後 3階平面図						
A - 10	改修前・改修後 1階平面詳細図						
A - 11	改修前・改修後 2階平面詳細図						
A - 12	改修前・改修後 1階天井伏図						
A - 13	改修前・改修後 A~A' 断面詳細図						
A - 14	改修前・改修後 B~B' 断面詳細図						
A - 15	改修後立面図						
A - 16	新設架構図						
A - 17	改修前・改修後展開図						
A - 18	改修前・改修後スロープ詳細図						
A - 19	建具指示図・建具表						
A - 20	詳細図						

山本一級建築士事務所

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称 津市中央市民館多目的便所設置工事
II. 工事概要
1 工事場所 津市 愛宕町 地内
2 敷地面積 846.69 m<sup>2</sup>
3 工事内容
標名称 本館
構造 鉄筋コンクリート造
建築面積 365.17 m<sup>2</sup>
延べ面積 977.05 m<sup>2</sup>
III. 建築改修工事仕様
1 共通仕様
2 特記仕様

Table with 3 columns: 章, 項目, 特記事項. Contains detailed specifications for construction standards, construction conditions, and material handling.

Table with 3 columns: 項目, 内容, 備考. Contains detailed technical specifications for construction equipment, safety measures, and material requirements.

Table with 3 columns: 項目, 内容, 備考. Contains specifications for temporary construction facilities and site management.

Table with 3 columns: 項目, 内容, 備考. Contains specifications for site preparation, safety measures, and utility management.

原図：A-2

Table with 4 columns: TITLE, DRAWING TITLE, SCALE, and project information including design office (山本一級建築士事務所) and drawing number (A-01).

4 塗り仕上げ (4.2.2)(j) (表4.2.4(その1) (その2))	種類	呼び名	仕上げ形状	工法																		
	薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材E ・ ( )	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平坦状 ・ 凹凸状	吹付け こて																		
			・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 着色骨材砂壁状	ローラー ・ 吹付け ・ こて																		
	厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C ・ ( )	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平坦状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	吹付け こて																		
・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平坦状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し			吹付け ・ こて ・ ローラー																			
複層仕上塗材	・ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE ・ ( )	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様	ローラー 吹付け																			
		・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE ・ ( )	ローラー 吹付け																			
(4.7.2) (表4.7.1) (表4.2.5)	・ 外装厚塗Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 材所要量 ( kg/m <sup>2</sup> ) ・ マスチック塗材塗り ・ A種 ・ B種 仕上材塗り ( ) 複層仕上塗材の上塗材の種類 <table border="1"> <tr> <th>樹脂種類</th> <th>溶剤種類</th> <th>外 観</th> </tr> <tr> <td>・ アクリル系</td> <td>・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ シリカ系</td> <td>・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td>・ ポリウレタン系</td> <td>・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ アクリルシリコン系</td> <td>・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ ふっ素系</td> <td>・ 弱溶剤系 ・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> </table> (注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。				樹脂種類	溶剤種類	外 観	・ アクリル系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ シリカ系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	・ ポリウレタン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ アクリルシリコン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ ふっ素系	・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
樹脂種類	溶剤種類	外 観																				
・ アクリル系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																				
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無																				
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																				
・ アクリルシリコン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																				
・ ふっ素系	・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無																				
(4.6.3)	既存塗膜等の除去及び下地処理 <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>処理範囲</th> </tr> <tr> <td>・ サンダー工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 高圧水洗工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 塗膜はく離工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 水洗い工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ デッキブラシ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 高圧ポンプ</td> <td></td> </tr> </table>				工法	処理範囲	・ サンダー工法		・ 高圧水洗工法		・ 塗膜はく離工法		・ 水洗い工法		・ デッキブラシ		・ 高圧ポンプ					
工法	処理範囲																					
・ サンダー工法																						
・ 高圧水洗工法																						
・ 塗膜はく離工法																						
・ 水洗い工法																						
・ デッキブラシ																						
・ 高圧ポンプ																						
(4.6.4)	下地調整 ・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ( )																					

7 網戸 (5.2.3)(e)	・ 可動式 ・ 固定式 防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製 網目 ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ
8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~ (表5.3.3)	性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ガラス ・ 複層ガラス ( ) 建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号: ) 水切り ・ 図示 (図面番号: ) せん板 ・ 図示 (図面番号: ) 丁番 ・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による ・ 図示 (図面番号: )
9 鋼製建具 (5.4.2)	鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) ・ めっき付着量 JIS G 3302 ・ Z12 ・ F12 ( ) JIS G 3317 ・ Y08 ( ) ・ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: )
(10) 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2)(b) (5.5.3) (5.5.4) (5.7.3)(a) (5.2.3)(a)	鋼製軽量建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) ・ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: ) 改修標準仕様書5.5.1による 表面仕上げ ・ 塗装 (焼付塗装) ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板 ( ・ HL ・ 鏡面 )
11 ステンレス製建具 (5.6.2) (5.4.2)	ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) 材料 ・ SUS304 ( ) 表面仕上げ ・ HL仕上げ ( ) 曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ
(12) 建具用金物 (5.7.2)	金物の見え掛り部等の材質等 ・ 改修標準仕様書(表5.7.1)による ・ 図示 (図面番号: )
(5.7.4)	マスターキー ・ 製作する ( ) 製作しない ( ) 引渡用鍵箱 ・ 必要 ( ) 不要 ( )
13 自動ドア開閉装置 (5.8.2)	開閉装置の性能値 ・ 図示 (図面番号: )
(5.8.3) (表5.8.3)	センサーの種類 ・ 図示 (図面番号: )
(5.8.3)(f)	凍結防止措置 ・ あり ・ なし
(14) 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)	自閉式上吊り引戸装置の性能値 ・ 改修標準仕様書(表5.9.1)による ( )
15 重量シャッター — (5.10.2)	種類 ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター 耐風圧強度 ( Pa以上) 開閉機能 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式 (5.10.2)(c) (表5.10.1) (5.10.2)(f) (5.10.3)
(5.10.2)(f) (5.10.3)	一般重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ( )
16 軽量シャッター — (5.11.2) (表5.11.1)	開閉形式 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 手動式 耐風圧強度 ( Pa以上) スラットの材質及び形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ( ) JIS G 3322 ・ A290 ( )

17 オーバーヘッドドア (5.12.2)	型式及び機構 セクション材料 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ 耐風圧強度 ( Pa以上) 開閉方式 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式 収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形 (5.12.3) ガイドレール ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 (18) 板ガラス (5.13.2)(a) (5.13.4) (19) ガラス留め材 (5.13.2)(b) (20) ガラス溝の寸法、形状等 (5.13.3) 21 ガラスブロック積み (5.13.5)																																																				
(6) 内装改修工事	既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲 <table border="1"> <tr> <th>改修部分</th> <th>改修範囲</th> </tr> <tr> <td>・ 天井</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> </tr> <tr> <td>・ 壁</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> </tr> <tr> <td>・ 床</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> </tr> </table> (6.1.3)(c) 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 図示 (図面番号: ) (6.1.3)(f) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示 (図面番号: A-12) ( ) (2) 既存床撤去、下地補修 (6.2.2)(a)(1) 既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・ 行う ・ 行わない (6.2.2)(a)(2) 合成樹脂塗料床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法 (6.2.2)(c) 改修後の床の清掃範囲 ・ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ( ) 3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2) 既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ・ ( ) (4) 木下地等 (6.5.1)(c) (6.5.2)(a)(2) (表6.5.2) (6.5.2)(b)(1) 製材 「製材の日本農林規格」による製材 <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th>樹種・寸法・形状</th> <th>等級</th> <th>含水率</th> </tr> <tr> <td>下地用 針葉樹製材</td> <td>・ 図示</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> <tr> <td>造作用 針葉樹製材</td> <td>・ 図示</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> <tr> <td>広葉樹製材</td> <td>・ 図示</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> </table> (6.5.2)(b)(2) (6.5.2)(b)(3) (表6.5.3) 「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ 図示 (図面番号: ) 造作材の材面の品質 ・ A種 ( ) 樹種 <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>樹 種</th> <th>県 産 材</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (6.5.2)(b)(3) 代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない (6.5.2)(c)(i) 造作用集材材 「集材材の日本農林規格」による造作用集材材 <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>樹 種 ・ 寸 法</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>厚 さ</th> </tr> <tr> <td>造作用集材材</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ ( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧ばり造作用集材材</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ ( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧ばり構造用集材材</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td></td> <td>・ ( )</td> </tr> </table>	改修部分	改修範囲	・ 天井	・ 図示 (図面番号: )	・ 壁	・ 図示 (図面番号: )	・ 床	・ 図示 (図面番号: )	部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	下地用 針葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )	造作用 針葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )	広葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )	部 位	樹 種	県 産 材										部 位	樹 種 ・ 寸 法	見付け材面の等級	厚 さ	造作用集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )		化粧ばり造作用集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )		化粧ばり構造用集材材	・ 図示 (図面番号: )		・ ( )
改修部分	改修範囲																																																				
・ 天井	・ 図示 (図面番号: )																																																				
・ 壁	・ 図示 (図面番号: )																																																				
・ 床	・ 図示 (図面番号: )																																																				
部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率																																																		
下地用 針葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )																																																		
造作用 針葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )																																																		
広葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )																																																		
部 位	樹 種	県 産 材																																																			
部 位	樹 種 ・ 寸 法	見付け材面の等級	厚 さ																																																		
造作用集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )																																																			
化粧ばり造作用集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )																																																			
化粧ばり構造用集材材	・ 図示 (図面番号: )		・ ( )																																																		

原図：A-2

(6.5.2)(c)(ii) 「集材材の日本農林規格」以外の製材  
樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号: )  
含水率 ・ 15%以下 ・ ( )

(6.5.2)(d)(i) 造作用単板積層材  
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材  
部位 厚さ 表面の品質 防虫処理  
造作用単板積層材 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) ・ ( )

(6.5.2)(d)(ii) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材  
厚さ、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号: )  
含水率 ・ 14%以下 ・ ( )

(6.5.2)(e) ・ 床張り用合板等  
部材名称 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ  
ラワン合板 針葉樹 1類 2級 C-D以上 2級 12mm

(6.5.5)(a) ・ 防腐、防蟻処理  
適用部位 図示 (図面番号: )  
保存処理性能区分 ( )  
薬剤の塗布等の処理方法 ( )  
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理 ( )

(6.5.5)(b) ・ 防虫処理  
図示 (図面番号: )

⑤ 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)  
野縁等の種類  
・ 屋内 19形 ( )  
・ 屋外 25形 ( )  
形式及び寸法  
・ 屋外 図示 (図面番号: )  
・ 耐震天井 図示 (図面番号: )  
・ ふところ≧1.5m 改修標準仕様書(6.6.4)(h) 図示 (図面番号: )  
・ ふところ>3m 図示 (図面番号: )

(6.6.4) 既存埋込みインサート  
・ 使用する ( ) 使用しない ( )  
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験  
行う (図面番号: ) ( ) 行わない ( )  
耐震天井 図示 (図面番号: )

⑥ 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)  
スタッド、ランナー等の種類  
図示 (図面番号: A-10 )

⑦ ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2)(a)  
材料  
① ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】  
種類の記号 色柄 厚さ 備考  
FS マーブル 2.5mm  
ノズリツア 無地 2.5mm

(6.8.2)(b) ② ビニル床タイル【JIS A 5705 (ビニル系床材)】  
種類の記号 厚さ 備考  
半硬質ビニル床タイル 2.0mm

(6.8.2)(c)(1) ・ 帯電防止床シート又は床タイル  
種類 性能 厚さ 備考

(6.8.2)(c)(2) ・ 視覚障害者用床タイル  
種類 形状 備考  
ビニル床タイル 300×300×7.0mm

(6.8.2)(c)(3) ・ 耐動荷重性床シート  
種類 性能 厚さ 備考

(6.8.2)(c)(4) ・ 防滑性床シート又は床タイル  
種類 性能 厚さ 備考

(6.8.2)(e) ・ ゴム床タイル  
種類 厚さ 備考

(6.8.3)(a) 工法  
下地 ( ) モルタル下地 ( ) 木下地 ( ) その他 ( )

(6.8.3)(b) ビニル床シート張り  
熱溶接工法 ( ) 適用する ( ) 適用しない ( )

8 カーベツト敷き (6.9.3)(a) (表6.9.1)  
・ 織じゅうたん  
種類 バイルの形状 帯電性 品質の程度  
・ A種 ・ カットバイル ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ( )  
・ B種 ・ ループバイル  
・ C種 ・ カット、ループ併用 ・ ( )  
品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)

(6.9.3)(b) (表6.9.2) ・ タフテッドカーベツト  
バイルの形状 バイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度  
・ カットバイル ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ 全面接着工法  
・ ループバイル ・ グリツパー工法 ・ ( )  
・ カット、ループ併用 ・ ( )

(6.9.3)(c) ・ ニードルパンチカーベツト  
厚さ(mm) 帯電性 備考  
・ 人体帯電圧 3KV以下  
・ ( )

(6.9.3)(d) (表6.9.2) ・ タイルカーベツト  
種類 バイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度  
・ カットバイル ・ 500×500 ・ 6.5  
・ ループバイル ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )

(6.9.3)(e) 下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ( )  
(6.9.3)(f) 見切り、押え金物 ・ 適用する(材質、種類及び形状 ( ) 図示 (図面番号: ) )

(6.9.4)(e) 敷き方  
平場 ・ 市松敷き ・ 模様流し ( )  
階段部分 ・ 市松敷き ・ 模様流し ( )

9 合成樹脂塗床 (6.10.3)(b)(1) (表6.10.4) (6.10.3)(b)(2) (6.10.3)(c) (表6.10.5)~(表6.10.8)  
弾性ウレタン樹脂塗床の仕上げ種類、工程  
・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ  
エポキシ樹脂塗床の仕上げ種類  
・ 薄膜流し展べ仕上げ ( ・ 平滑 ・ 防滑 )  
・ 樹脂モルタル仕上げ ( ・ 平滑 ・ 防滑 )  
・ 薄膜型塗床仕上げ ( ・ 平滑 )

10 フローリング張り (6.11.4) (表6.11.2)  
・ 釘留め工法  
材料 種類 樹種  
・ フローリングボード (根太張用) ・ なら  
・ 複合フローリング (根太張用) ・ A種 ・ ( )  
・ B種  
・ C種  
防湿処理 図示 (図面番号: )

(6.11.5) (表6.11.3) (表6.11.5) ・ 接着工法  
材種 樹種 厚さ 大きさ  
・ フローリングボード (直張用)  
・ フローリングブロック (直張用)  
・ 複合1種フローリング (直張用) ・ A種 ・ なら  
・ 複合2種フローリング (直張用) ・ B種 ・ ( )  
・ 複合3種フローリング (直張用) ・ C種  
・ モザイクパーケツト (直張用) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )  
緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート 図示 (図面番号: )

(6.11.6)(2) 塗装  
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種)  
・ オイルステイン塗りのうすワックス塗り  
・ 生地そのままワックス塗り  
・ ( )

11 畳敷き (6.12.2) (表6.12.1)  
② せつこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1)  
材種 種類 厚さ(mm)  
せつこうボード 壁 ( ) 9.5(準不燃)  
( ) 12.5(不燃)  
天井 ( ) 9.5(準不燃)  
( ) 12.5(不燃)  
強化せつこうボード ( ) 12.5(不燃)  
耐水せつこうボード ( ) 12.5(不燃)  
ロックウール化粧吸音板 ( ) 普通 ( ) 9  
( ) 立体模様  
・ けい酸カルシウム板 ・ タイプII 0.8FK

(6.13.2)(h) 遮音シール材  
・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド

(6.13.3)(e)(3) 合板類の張付け  
・ A種 ( ) B種

(6.13.3)(g)(1) (表6.13.5) せつこうボードの目地工法  
・ 継目処理 ・ 突付け ・ 目透し

13 壁紙張り (6.14.2)  
施工箇所 品質 防火性能  
・ 不燃 ・ 準不燃  
・ 不燃 ・ 準不燃  
・ 不燃 ・ 準不燃

1.4 モルタル塗り (6.15.3)  
既製目地材 ・ 使用する(形状: )  
床の目地 ・ 図示(図面番号: )

①⑤ タイル張り (6.16.2) (6.16.3)  
伸縮調整目地  
位置 ( ) 図示(図面番号: )  
タイルの種類  
施工箇所 形状寸法 工法 用途による区分 すべり抵抗性 I類(磁器) II類(せつ器) III類(陶器) 役物 標準・特注色 耐凍害性有無  
スロープ 100×100 任着張り 〇 〇 〇 不要 標準 無

(6.16.3)(b)(1) 試験張り ・ 行う ( ) 行わない ( )  
見本焼き ・ 行う ( ) 行わない ( )

1.6 セルフレベリング材塗り (6.17.2) (6.17.3)  
・ せつこう系 ・ セメント系  
塗厚 ( ) mm

①⑦ 断熱材 (9.5.2)  
断熱材打込み工法  
種類 ・ A種 ・ B種  
種類 種類 厚さ(mm) 施工箇所  
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム  
・ 押出法ポリスチレンフォーム  
・ A種硬質ウレタンフォーム  
① グラスウール 24kg/m2 100 1階多目的便所

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法(吹付硬質ウレタンフォーム)  
種類 厚さ[mm] 施工箇所  
・ A種1 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレン回りの床版  
・ A種2 ( ) 下等、部分的に後張りとしなければならない箇所  
・ A種3 ( )

⑦ ① 材料 (7.1.3)(b)  
② 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~(表7.2.7)  
・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。  
・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所: )  
既存塗膜の除去範囲(塗り替えてRB種の場合)  
図示(図面番号: )  
種類 下地 種類 ひび割れ部の補修  
・ 木部 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種  
・ 鉄鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種  
・ 亜鉛めっき鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種  
① モルタル、プラスター面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う  
・ コンクリート、ALCパネル面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う  
・ コンクリート、押出成形セメント板面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う  
② せつこうボード、その他ボード面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種

③ 錆止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.3)~(表7.3.4)  
錆止め塗料種類  
・ 亜鉛めっき鋼面  
・ A種 ・ B種 ・ C種  
錆止め塗料塗り種類  
鉄鋼面 ・ A種 ( ) B種 ・ C種  
亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

4 合成樹脂調合ベイント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1)~(表7.4.3)  
塗料種類 ・ 1種 ・ ( )  
種類 下地 種類  
・ 木部 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
・ 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

5 クリヤラッカー塗り(CL) (7.5.2) (表7.5.1)  
種類  
木部 ・ A種 ・ B種

6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) (7.7.2) (表7.7.1)  
種類  
・ A種 ・ B種

7 耐候性塗料塗り(OP) (7.8.2)~(7.8.4) (表7.8.1)~(表7.8.3)  
上塗り等級  
・ 1級(フッ素系) ・ 2級(シリコン系) ・ 3級(ポリウレタン系)  
種類 下地 種類  
鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
コンクリート面及び押出成形セメント板面  
・ A-1種 ・ A-2種  
・ B-1種 ・ B-2種  
・ C-1種 ・ C-2種

原図: A-2

TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE 特記仕様書(改修)3

SCALE

一級建築士事務所 山本一級建築士事務所  
三重県登録第1-2396号  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康  
No. A-03

8 つや有合成樹脂 エマルションペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~ (表7.9.4)	種別	下地	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
9 合成樹脂エマ ルションペイン ト塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
10 合成樹脂エマ ルション模様塗 料塗り(EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
11 ウレタン樹脂 ワニス塗り(UC) (7.12.2) (表7.12.1)	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
12 ラッカーエナ メル塗り(LE) (7.13.2) (表7.13.1)	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
13 木造保護塗料 塗り(WP) (7.15.2) (表7.15.1)	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
	種別	種別	種別
8 の 1 耐震改修工事 共通事項	8.1.1 8.1.2	工事内容	工事種別
	8.1.1 8.1.2	工事内容	工事種別
	8.1.1 8.1.2	工事内容	工事種別
	8.1.1 8.1.2	工事内容	工事種別
8 の 2 耐震改修工事 撤去工事	8.21.2 8.22.2 8.23.2 8.24.2	撤去の範囲	撤去の範囲
	8.21.2 8.22.2 8.23.2 8.24.2	撤去の範囲	撤去の範囲
	8.21.2 8.22.2 8.23.2 8.24.2	撤去の範囲	撤去の範囲
	8.21.2 8.22.2 8.23.2 8.24.2	撤去の範囲	撤去の範囲

8 の 3 耐震改修工事 鉄筋工事	1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による
	2 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径
	3 加工 (8.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径
	4 鉄筋の継手及び 定着 (8.3.4)	主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ
5 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (8.3.5)	5 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (8.3.5)	軽量コンクリートで土に接する部分
	6 各部配筋 (8.3.8)	割裂補強筋の適用
	7 ガス圧接 (8.3.8)	圧接完了後の試験
	8 割裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7)	9 鉄筋の機械式継 手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	1 コンクリートの 種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)	コンクリートの種別
	2 構造体コンク リートの仕上り (8.1.4)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別
	3 コンクリートの 材料 (8.2.5) (表8.2.3)	セメントの種類
	4 コンクリートの 材料 (8.2.5) (表8.2.3)	セメントの種類

4 混和材料 (8.2.5)	4 混和材料 (8.2.5)	骨材
	5 調査管理強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)	構造体強度補正值(S)
	6 型枠 (8.2.7) (8.7.8)	材料
	7 暑中コンク リート (8.10.2)	構造体強度補正值(S)
8 無筋コンク リート (8.11.1)	8 無筋コンク リート (8.11.1)	構造体強度補正值(S)
	9 コンクリートの 打込み工法等 (8.23.5)	部位別のコンクリートの打設工法の指定
	10 増設壁工事後の 仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	増設壁工事後の 仕上げ
	10 増設壁工事後の 仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	増設壁工事後の 仕上げ

原図：A-2

8 の 5 耐震 改修 工事 あと 施工 アンカー 工事	(あと施工アンカー) 1 あと施工アンカーの材料 (8.2.4) (表8.2.2)	種類 ・ 金属系 セットの方式 ・ 本体打込み式 ( ) ・ 改良型 ( ) ・ 従来型 ( ) 径及び埋込み深さ ・ 図示 (図面番号: ) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号: ) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号: ) 接合筋の種類・径・長さ ・ 図示 (図面番号: ) ・ 接着系 カプセル型回転 打撃式 有機系 無機系 径及び埋込み深さ ・ 図示 (図面番号: ) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号: ) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号: ) アンカー筋の種類 ・ 図示 (図面番号: ) アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・ 図示 (図面番号: ) あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ( ) ・ 行わない ( )
	2 あと施工アンカーの施工 (8.12.2) (8.12.4) (8.12.5)	穿孔 埋込み配管等の探査の方法 ・ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 ・ はつり出しによる。 ・ ( ) あと施工アンカーの施工確認試験 ・ 実施する ( ) ・ 実施しない ( ) 確認試験方法 ・ 改修標準仕様書(8.11.5)による ( ) 確認強度 ・ ( ) 場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ 種類 ・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー ・ 接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー 径[mm] ・ D10 長さ[mm] ・ 増打壁厚-40 ( ) 形込み深さ[mm] ・ 5d(d:シアコネクタの径)以上 ( ) 間隔[mm] ・ 500×500 シアコネクタとセパレーターの兼用 ・ 兼用してもよい ( ) ・ 兼用しない ( )
8 の 6 耐震 改修 工事 鉄骨 工事	1 鉄骨製作工場 (8.1.5)	株日本鉄骨評価センター又は株式会社鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ J ( ) ・ R ( ) ・ M ( ) ・ H ( ) ・ S ( )
	2 施工管理技術者 (8.1.5)	施工管理技術者(鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等)の適用 ・ しない ( ) ・ する ( )
3 鋼材 (8.2.8)	材質・形状及び寸法 ・ 図示 (図面番号: A-16)	
4 高力ボルト (8.2.9) (8.14.2) (8.14.7)	高力ボルトの適用 ・ トルシア形高力ボルト 2種 (S10T) ・ JIS形高力ボルト2種 (F10T) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種 (F8T相当) 高力ボルトの径 ・ 図示 (図面番号: 図示) すべり係数試験 ・ 行う ( ) 試験方法等 ・ 図示 (図面番号: ) JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの5倍を超える場合の回転量 ・ ( )	
5 仮組 (8.13.10)	仮組の実施 ・ 実施する ( ) ・ 実施しない ( )	
6 技能資格者 (8.15.3)	溶接作業における技能資格者の技量付加試験 ・ 実施する ( ) ・ 実施しない ( )	
7 溶接部の試験 (8.15.11)	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(平成28年版)(7.6.11)(b)による。 平均出検査品質限界(AOQL) ・ 4.0% ・ 2.5% ( ) 検査水準 ・ 第6水準 ( ) ロットの構成 ( ) 工事現場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(平成28年版)(7.6.11)(b)による。 平均出検査品質限界(AOQL) ・ 4.0% ( )	
8 溶接材料 (8.2.10)	改修標準仕様書(8.2.10)(a)(b)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・ 図示 (図面番号: )	
9 溶接接合 (8.15.4) (8.15.7)	開先の形状 ・ 図示 (図面番号: ) スカーラップの形状 ・ 図示 (図面番号: )	
10 錆止め塗装 (8.17.3)	鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面(鉄骨に溶接されたものに限る) ・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1) ( )種 耐火被覆材の接着する面への塗装 ・ 行う ( ) ・ 行わない ( ) 適用箇所 図示 (図面番号: ) 種類 ・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1) ( )種	

8 の 7 耐震 改修 工事 グラウト 工事	1 耐火被覆材の種類及び性能 (8.18.2) (8.18.3)	部位 種類 仕様
	1.2 プレース設置 工事後の仕上げ	・ 図示 (図面番号: )
8 の 8 耐震 改修 工事 柱 補強 工事	(グラウト工事) 1 モルタル及びグラウト材 (8.2.6) (8.2.11) (表8.2.5) (表8.2.10)	構造体用モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.6)及び(8.2.11)による。 無収縮モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.11)(a)による ・ ( ) グラウト材 ・ 改修標準仕様書(8.2.11)(b)による。 増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法 部位 処理方法 備考 ・ 増設壁の上部 ・ グラウト材を注入 ・ 寸法は図示による ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )
	2 既存構造体との 取合部の処理方法 (8.21.9) (8.22.7)	連続繊維による補強、補修工法 ・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。 ・ ( ) 連続繊維の材料 ・ ( ) 工法 ・ ( ) 引張強度(含浸硬化後) ・ ( ) ヤング係数(含浸硬化後) ・ ( ) 仕上げモルタルの除去 ・ 既存構造体表面まで除去する ・ モルタル除去は行わない ・ ( ) 既存モルタルの圧縮強度測定 ・ 行う ( ) ・ 行わない ( ) ひび割れ部の改修工法 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示 (図面番号: )
8 の 9 耐震 補強 工事 スリット 新設 工事 免震 改修 工事	(連続繊維補強工事) 1 連続繊維シート 等による工法 (8.24.1)	2 連続繊維シート 及び含浸接着樹脂等の材料 (8.23.6)
	3 連続繊維シート の施工準備	4 鋼板巻き工法及び びり巻き工法 (8.23.6)
8 の 1 0 その 他 工事	4 鋼板巻き工法及び びり巻き工法 (8.23.6)	5 耐震補強後の仕 上げ (8.23.7) (8.24.5)
	5 耐震補強後の仕 上げ (8.23.7) (8.24.5)	6 炭素繊維シート の施工
8 の 1 0 その 他 工事	6 炭素繊維シート の施工	7 連続繊維補強材 の強度試験 (8.24.4)
	7 連続繊維補強材 の強度試験 (8.24.4)	引張強度試験 ・ 実施する (JIS A1191に準拠する) 試験数量 ( ) ・ 実施しない ( )

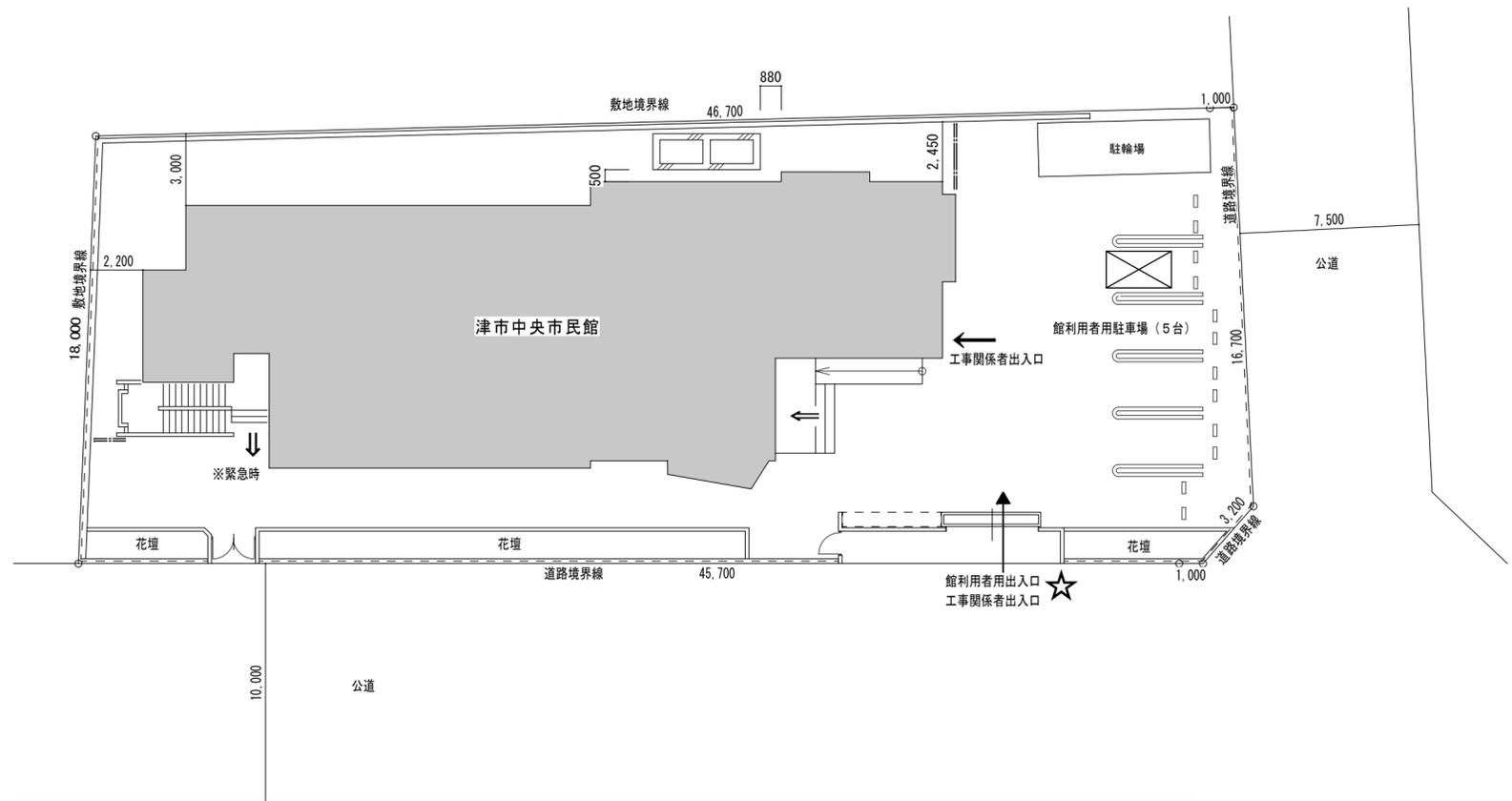
8 の 9 耐震 補強 工事 スリット 新設 工事 免震 改修 工事	耐震スリット新設工 事) 1 スリットの種類 (8.25.1) (8.25.2)	付着強度試験 ・ 実施する (JIS A6909に準拠する) 試験数量 ( ) ・ 実施しない ( ) 耐震スリットの種類及び形状 完全スリットの形状 記号 形状 幅W (mm) 既存鉄筋の処理 部分スリットの形状 記号 形状 幅W (mm) 目地部の残存厚さ ts (mm) 既存鉄筋の処理 スリット部の配管等の調査 範囲 方法 スリットの逃げ位置 壁上部部 壁の柱きわ部 壁下部部 撤去部の補修 充填材 免震改修、制震改修に関する仕様は、図示する。 (8.26.1)~ (8.26.17)
	2 スリットの施工	2 スリットの施工 (8.26.1)~ (8.26.17)
8 の 1 0 その 他 工事	1 基礎工事 (8.28.2) (8.28.3)	既存杭の撤去 ・ 図示 (図面番号: ) 埋戻し及び盛土の材料及び工法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 建設発生土の処理 ・ 自由処分 ・ 処分地指定 処分地 ( ) ・ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km 山留めの撤去 ・ 撤去 ・ 存置
	2 地業工事 (8.28.4)	杭の施工監理 杭工事特記仕様書による。 適用基準 本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。 国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」(平成28年3月4日) 施工記録 受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。 なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。 根拠資料 共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料(施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等)は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。 保管期間は契約書第3条第4項又は第5項(第3条8条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から10年とする。 また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。 試験杭及び試験掘 ・ 試験杭 位置、本数及び寸法は図示(図面番号: )による。 ・ 試験掘 位置、本数及び寸法は図示(図面番号: )による。 杭の支持地盤 支持地盤の位置、種類 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( ) 水平方向のずれ ( )mm以下 杭の載荷試験 試験方法 ・ 鉛直載荷 ・ 水平載荷 ・ ( ) 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置 ・ 図示(図面番号: ) ・ 載荷荷重 ( )kN 報告書 ・ 提出部数 2部

原図：A-2

TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 特記仕様書(改修)5	SCALE —	一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 山本一級建築士事務所 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康	No. A-05
---------------------------	-----------------------------	------------	---	-----------------------------------	-------------



附近見取図 S=NS



配置図兼仮設計画図 S=1/200



凡例	
	改修建物
	交通誘導員(大型車両進入時配置)
	敷地入口を示す
	施設利用者及び管理者入口
	工事関係者出入口
	A型バリケード
	ゴミ置場(蓋等を設け、安全を期すこと)

原図：A-2

TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 附近見取図 配置図兼仮設計画図	SCALE 1/200	一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 山本一級建築士事務所 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設計者 一級建築士 第317991号 山本 覚康	No. A-06
---------------------------	-------------------------------------	----------------	---	-----------------------------------	-------------

● 建築物概要

工事名称	津市中央市民館多目的便所設置工事	地域・地区	都市計画区域	市街化区域	備考
建築場所	津市 愛宕町 地内		用途地域	第1種住居地域	
主要用途	集会所他		防火指定	22条区域	
工事種別	改修工事 階段室内に多目的便所新設（建具改修、内装改修、躯体改修） 玄関スロープ改修		その他の地域	指定なし	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建		延面積	977.05 m <sup>2</sup>	

● 内部仕上表（改修箇所のみ）

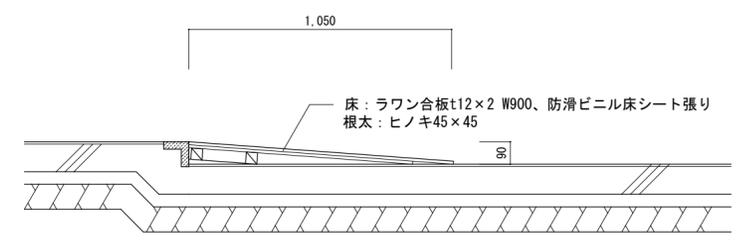
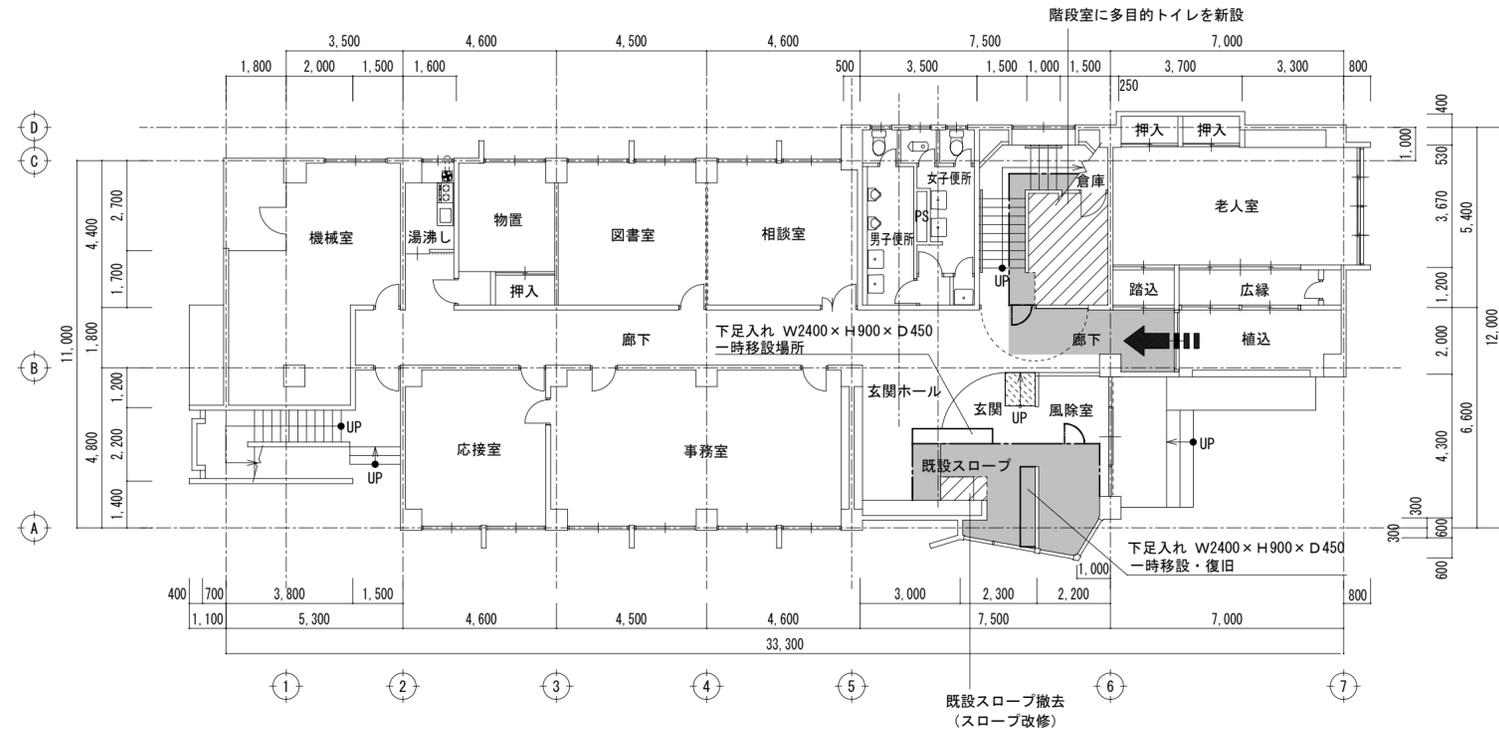
階	室名	床	巾木	腰壁・壁		天井		廻り縁	天井高	備考	
				下地	仕上	下地	仕上				
1階	多目的トイレ	改修前 (階段室)	モルタル下地、Pタイル張り ※アスベスト含有材	モルタル金ゴテ仕上げ	———	モルタル金ゴテ ソラコート吹付け	———	モルタル金ゴテ ソラコート吹付け	———	3.520	
		改修後	モルタル下地、ビニル床シート張り t=2.5	ソフト巾木 H=300	モルタル下地 (既設壁下地)	耐水石膏ボード t=12.5 (GL工法)の上 メラミン不燃化粧板張り t=3.0	LGS天井下地	石膏ボード張り t=12.5 2重張り、EP塗装	塩ビ製 ボード用見切り縁	2.400	既設建具取り替え
	玄関ホール	改修前	モルタル下地、Pタイル張り ※アスベスト含有材	木製巾木 OP塗装 H=60	———	モルタル金ゴテ ソラコート吹付け	LGS天井下地	ロックウール吸音板張り ※アスベスト含有材	塩ビ製 ボード用見切り縁	2.700	既設スロープ撤去
		改修後	改修無し	改修無し	———	改修無し	改修無し	改修無し	改修無し	2.700	スロープ新設 L=1500 床：100角タイル張り 立上り：コンクリート金ゴテ仕上げ
	1階廊下	改修前	モルタル下地、Pタイル張り ※アスベスト含有材	木製巾木 OP塗装 H=60	———	モルタル金ゴテ ソラコート吹付け	LGS天井下地	ロックウール吸音板張り ※アスベスト含有材	塩ビ製 ボード用見切り縁	2.600	
		改修後	一部モルタル下地、ビニル床タイル張り t=2.0	ソフト巾木 H=100	LGS下地	強化石膏ボード t=12.5 2重張り、EP塗装	LGS天井下地 既設再利用	化粧石膏ボード張り t=9.5 455×910 mm	塩ビ製 ボード用見切り縁	2.600	ビクトサイン

注 記	※仕上材は、見本提出の上、仕上色及び材料について監督員の承諾を得ること。	略 記 号				認 定 番 号			
	※内装使用材料は全て F☆☆☆☆ とする	SOP	合成樹脂調合ペイント	VP	塩化ビニル樹脂エナメル	石膏ボード t12.5	NM-8619	強化石膏ボード t12.5	NM-8615
	※内壁等、改修後の取合い補修は、本工事に含む。	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料	LGS	軽量鉄骨下地	石膏ボード t 9.5	QM-9828	強化石膏ボード t21	NM-8615
	※仕様参考例（メ-カ-名は、参考とし、同等品以上とする。）	EP	合成樹脂エマルジョンペイント	PB	石膏ボード	耐水石膏ボード t12.5	NM-9346	化粧石膏ボード t 9.5	NM-1864
	※ビクト図柄、室名札文字書きは、監督員と協議を行い決定する。		※塗料は全て基材同等品とする	GW	グラスウール 24kg/m3	耐水石膏ボード t 9.5	QM-9826	ロックウール化粧吸音板 t12	NM-8599
						硬質せっこうボード t12.5	NM-1139	けい酸カルシウム板	NM-8578
						硬質せっこうボード t 9.5	NM-1139	メラミン不燃化粧板	NM-9300

原図：A-2

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	設計者	No.
津市中央市民館多目的便所設置工事	建築物概要書 仕上表	———	山本 一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	山本 寛康 第317991号

改修前

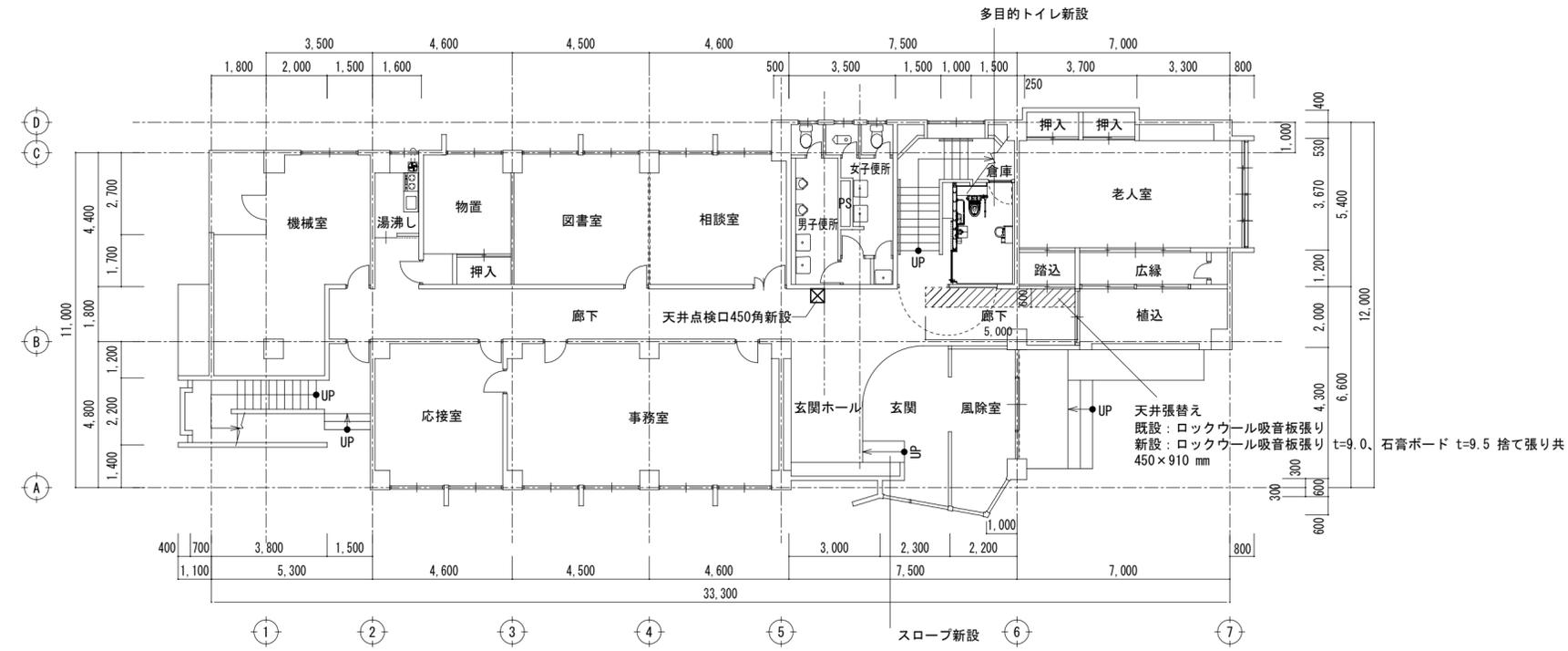


仮設スロープ 1/20

- .....改修工事箇所を示す
- .....床養生範囲を示す (シート+ベニヤ)
- .....仮設間仕切 (LGS65下地PBt=9.5片面張り、7#ミ製片開戸、南京錠共)を示す
- .....工事関係者出入り口を示す
- .....仮設スロープ設置箇所を示す

改修前 1階平面図兼仮設計画図

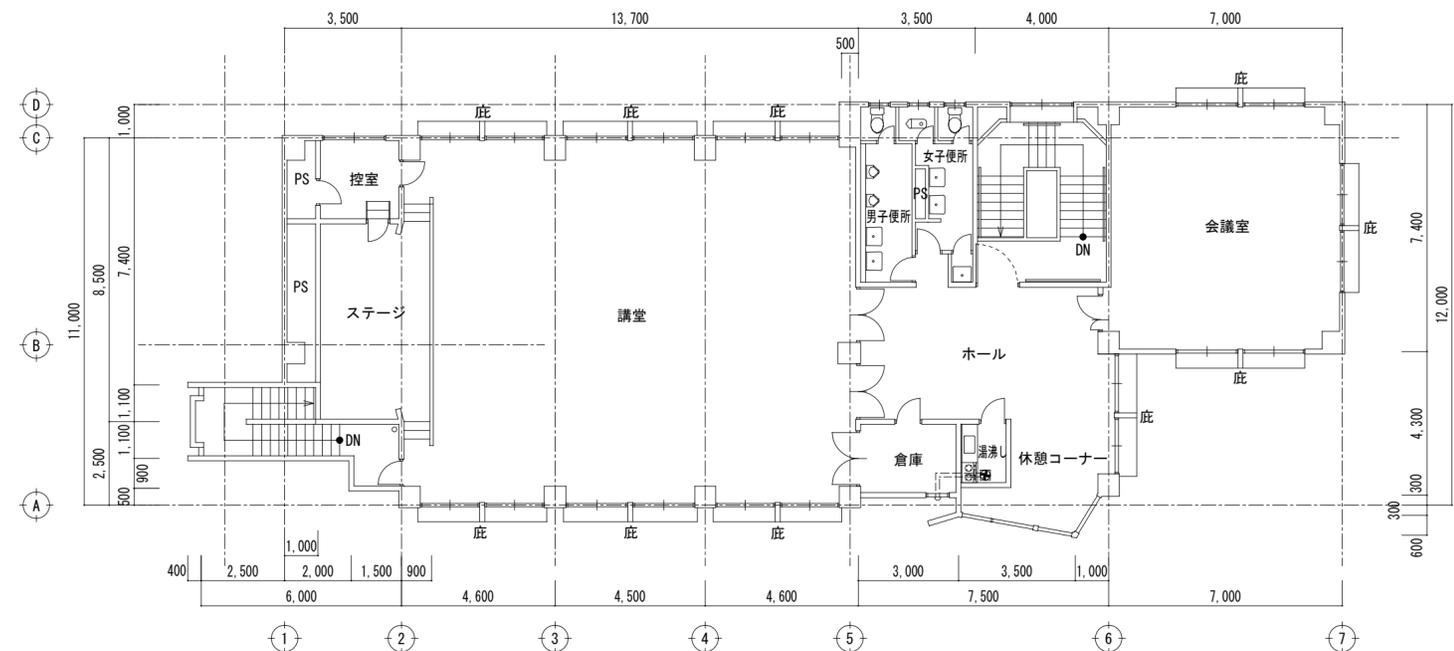
改修後



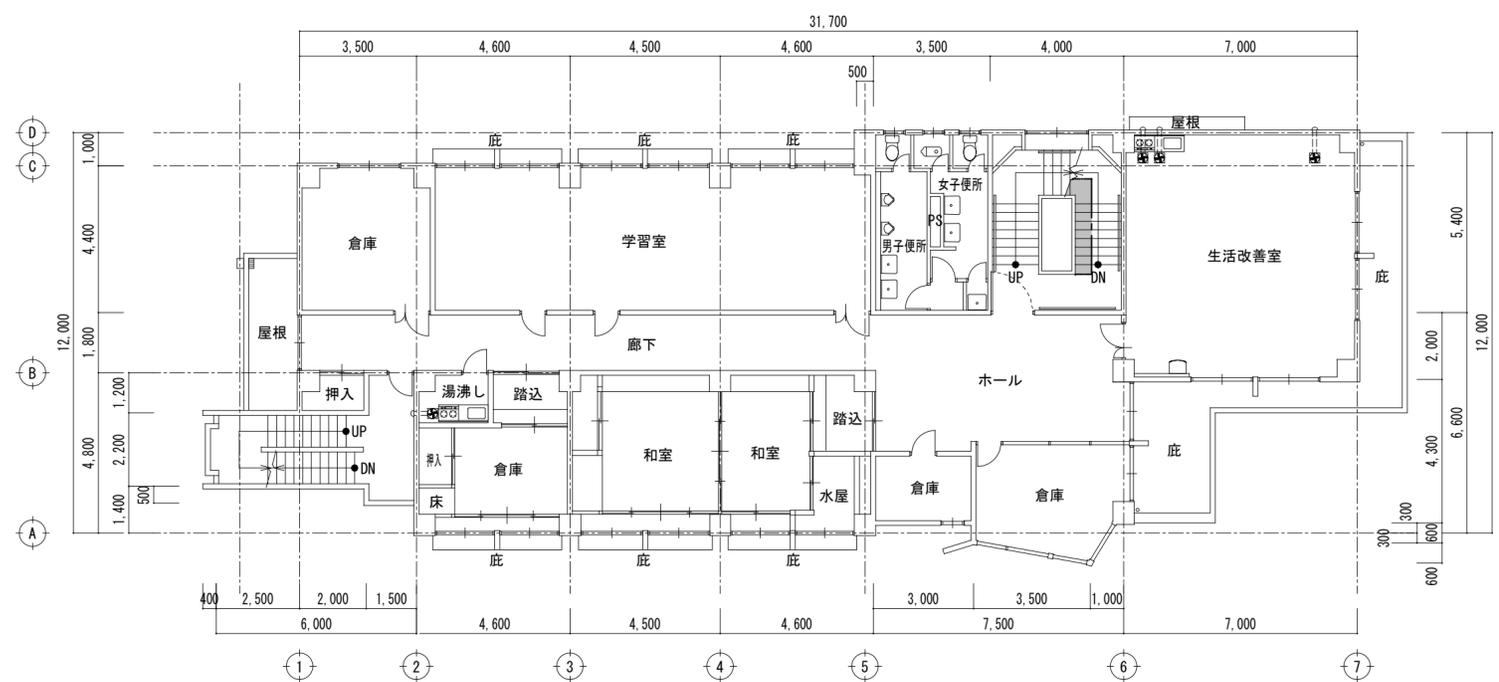
改修後 1階平面図 S=1/150

原図：A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前 1階平面図兼仮設計画図 改修後 1階平面図</p>	<p>SCALE 1/150</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No. A-08</p>
-----------------------------------	--	------------------------	---	---	---------------------



改修前・後 3階平面図



改修前・後 2階平面図兼仮設計画図

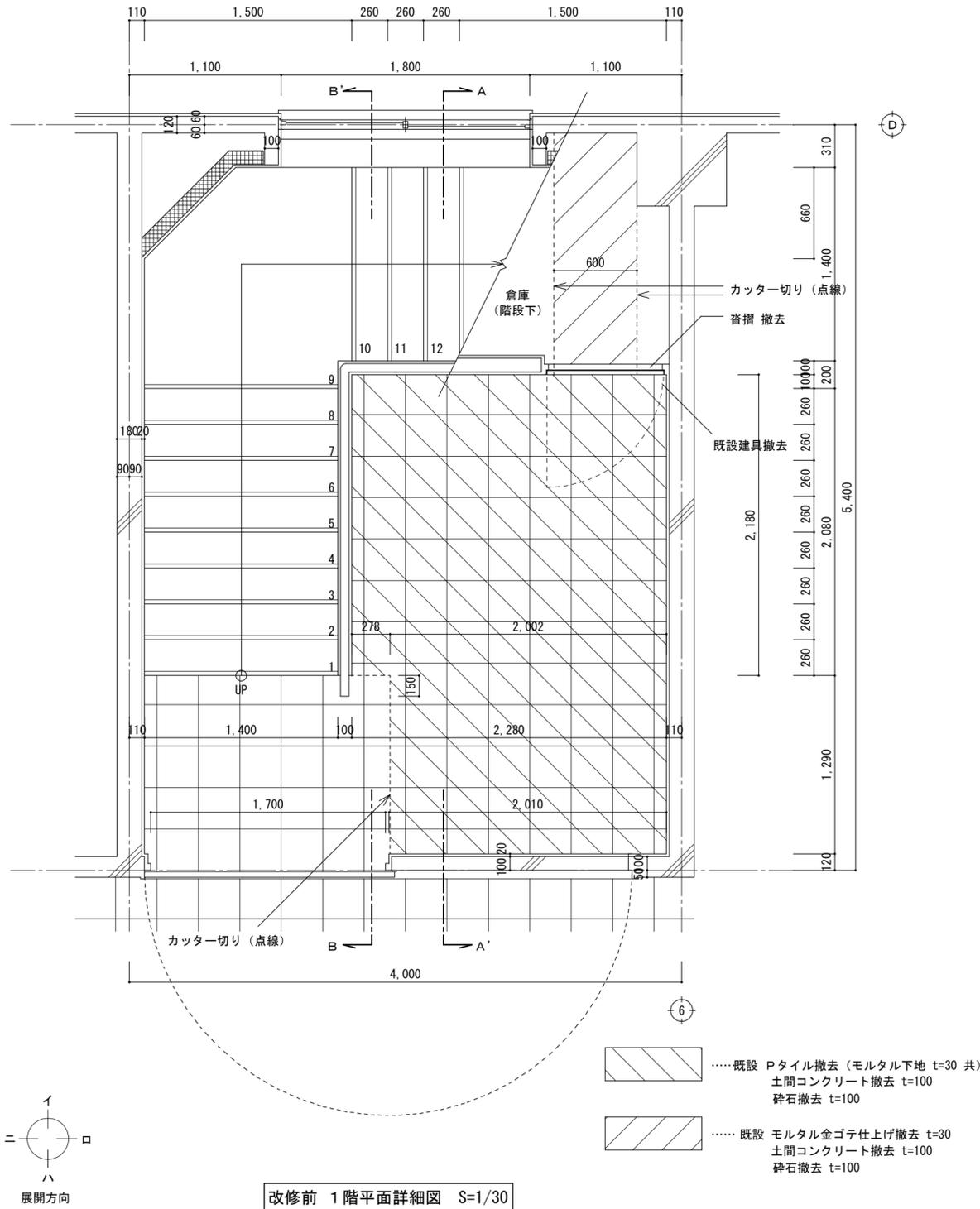
NOTE  
2階、3階の改修工事は無し

- .....床養生範囲を示す (シート+ベニヤ)
- 仮設間仕切 (LGS65下地Pbt=9.5片面張り、7/8製片開戸、南京錠共)を示す

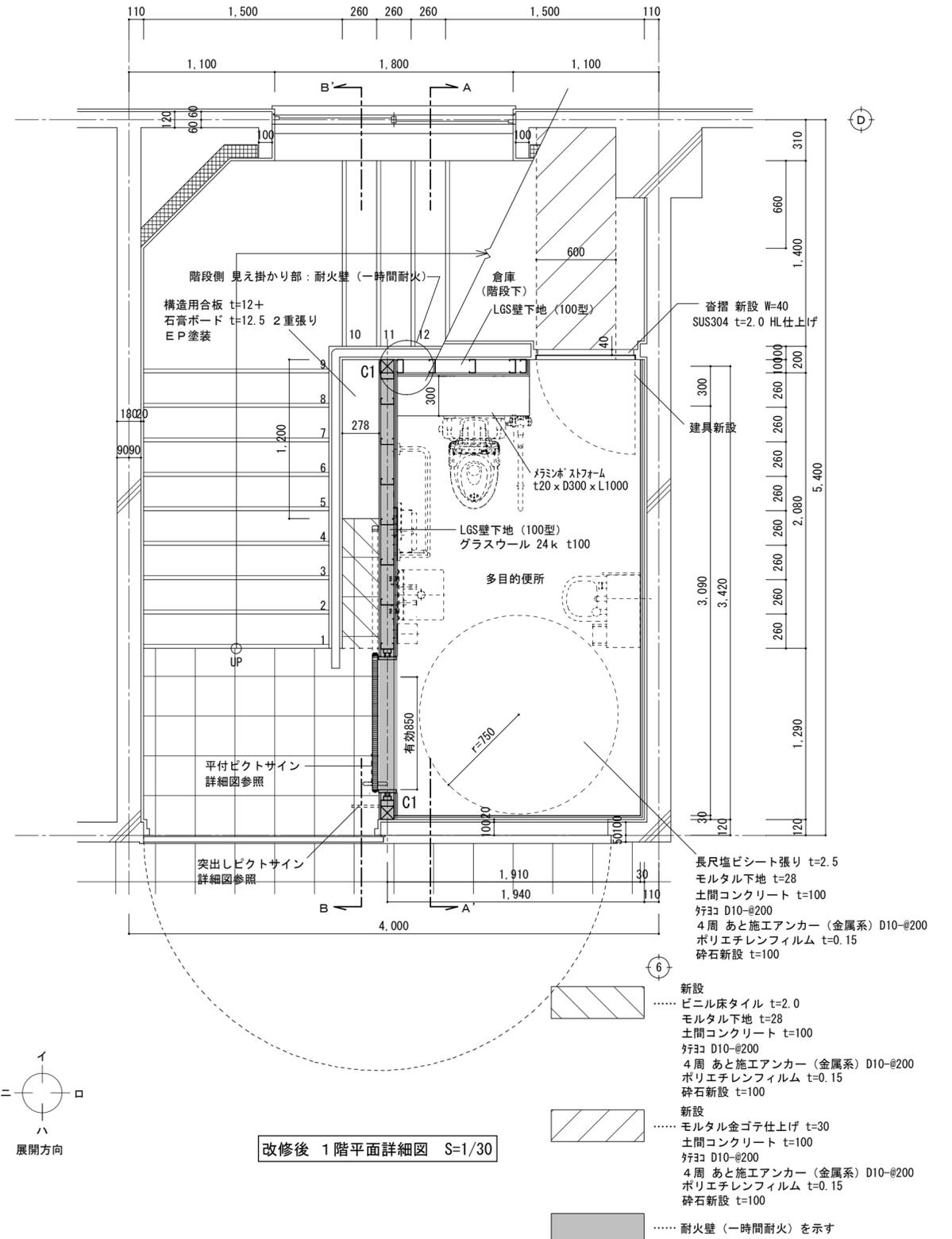
原図：A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前・後 2階平面図兼仮設計画図 改修前・後 3階平面図</p>	<p>SCALE 1/150</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 覚康</p>	<p>No. A-09</p>
-----------------------------------	--	------------------------	---	---	---------------------

改修前



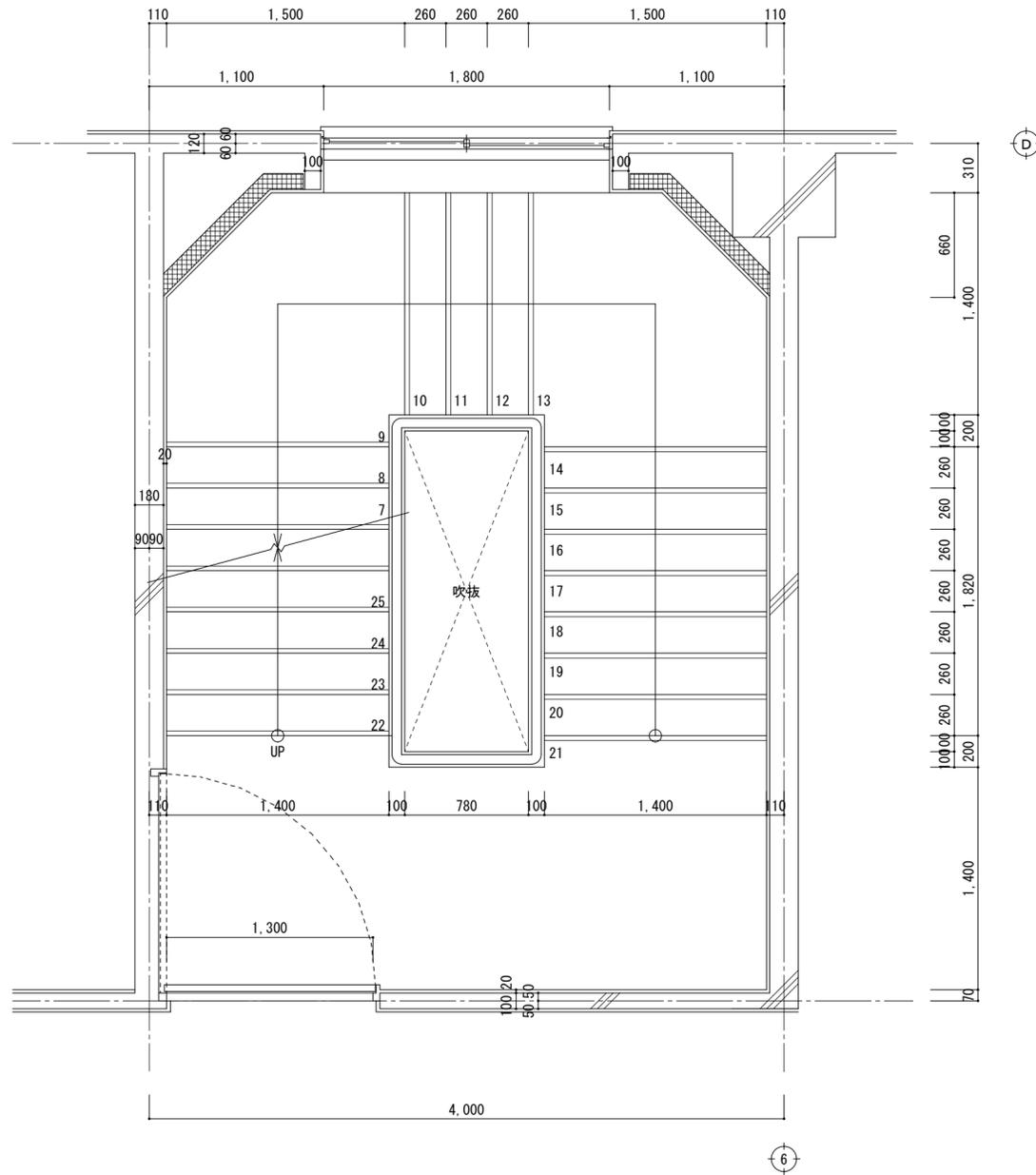
改修後



原図: A-2

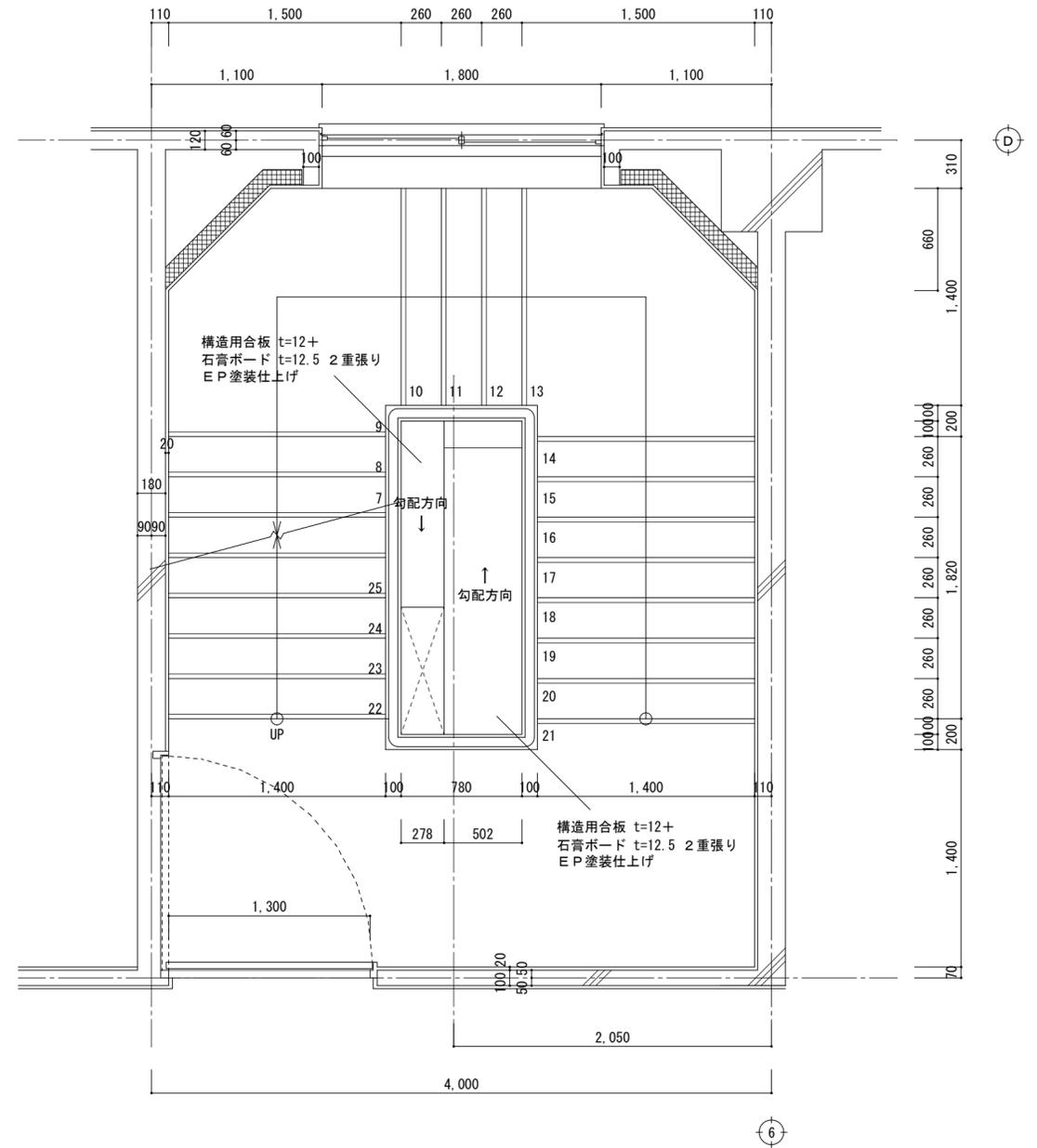
<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前 1階平面詳細図 改修後 1階平面詳細図</p>	<p>SCALE 1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No. A-10</p>
-----------------------------------	--	-----------------------	---	---	---------------------

改修前



改修前 2階平面詳細図 S=1/30

改修後



改修後 2階平面詳細図 S=1/30

原図：A-2

TITLE  
津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE  
改修前 2階平面詳細図  
改修後 2階平面詳細図

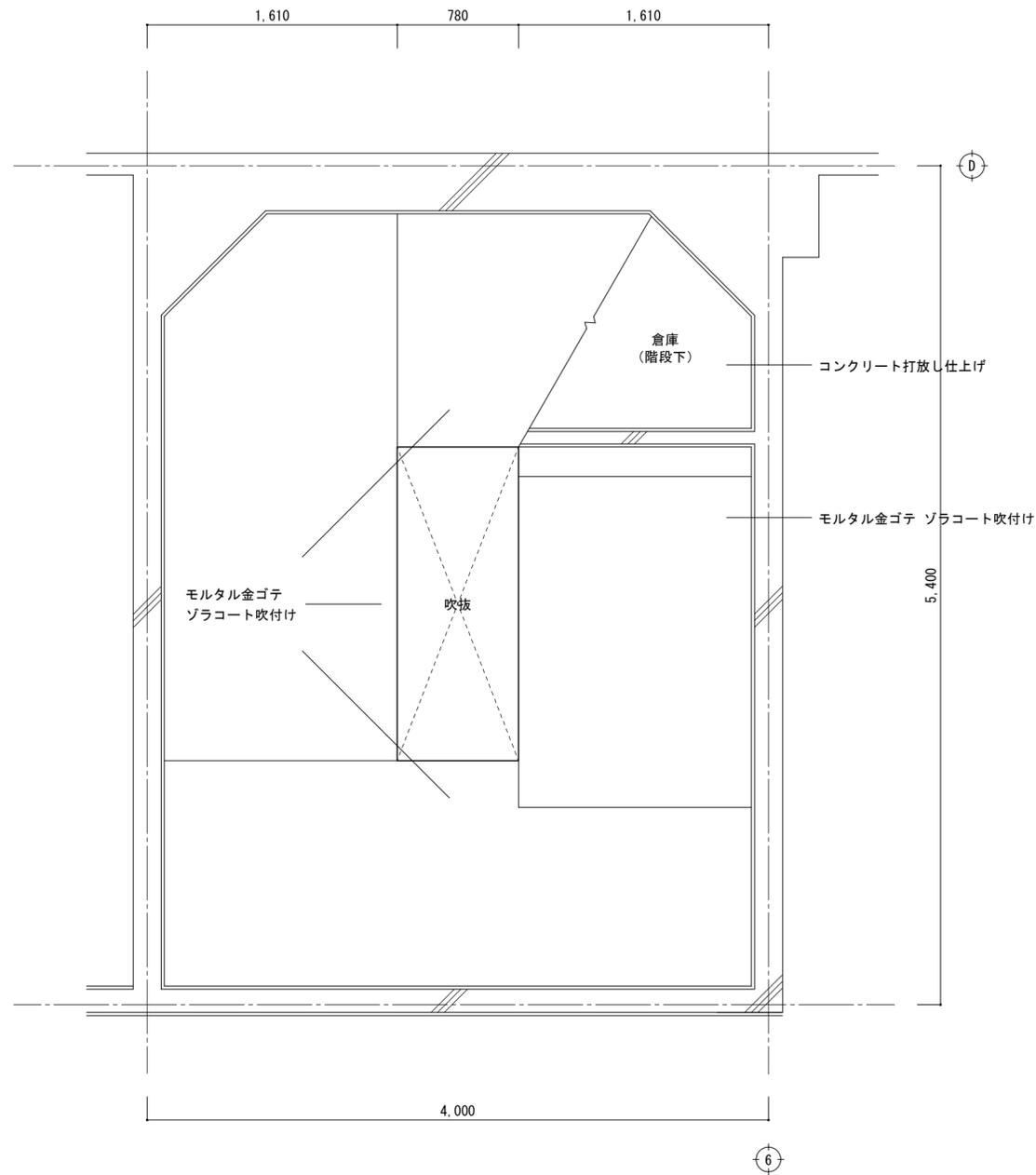
SCALE  
1/30

一級建築士事務所  
三重県登録第1-2396号  
**山本 一級建築士事務所**  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 寛康

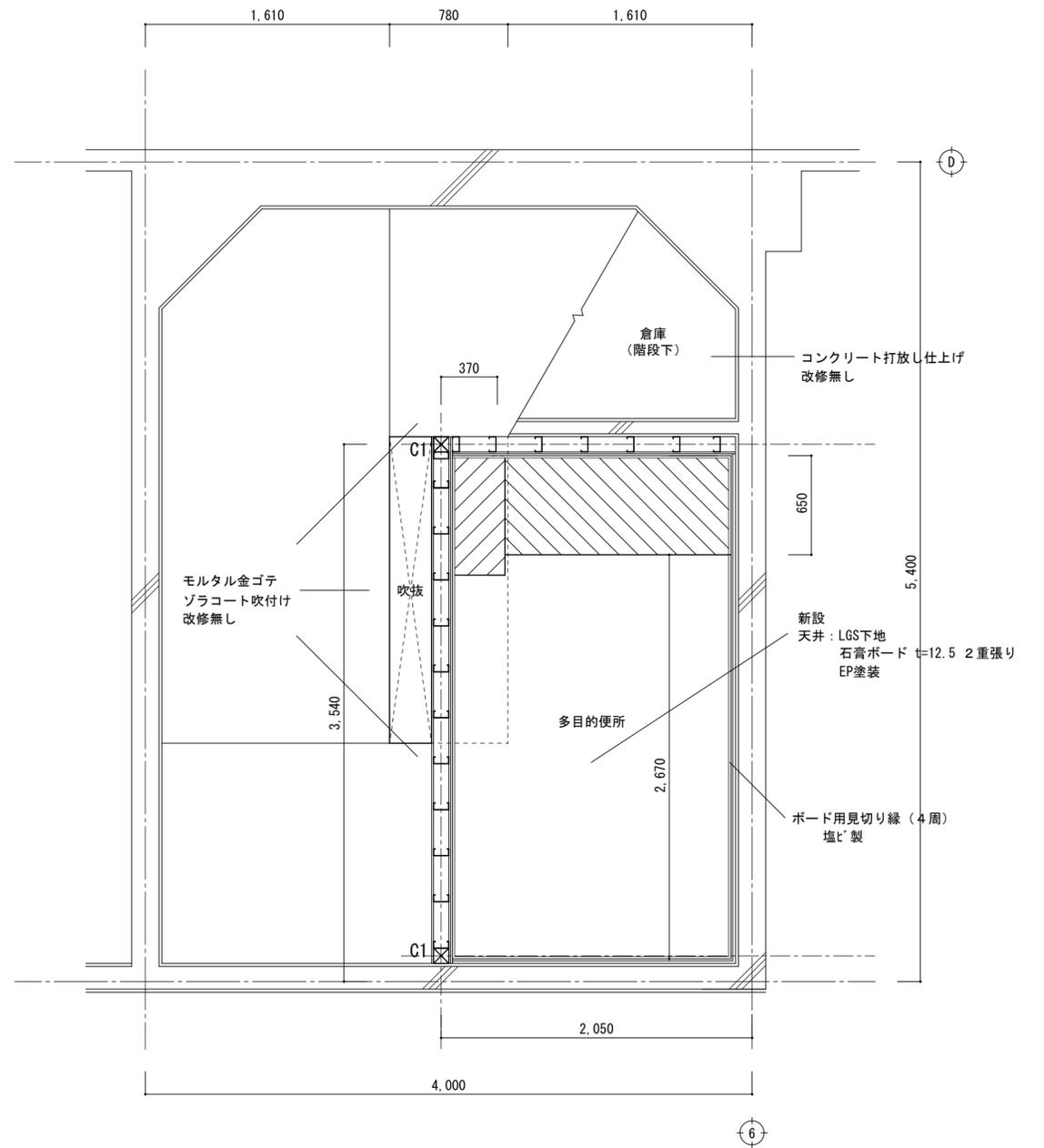
No.  
A-11

改修前



改修前 1階天井伏図 S=1/30

改修後



改修後 1階天井伏図 S=1/30

-  LGS下地  
石膏ボード t=12.5 2重張り  
EP塗装  
(鉄骨フレーム G1・B11に新設)
-  LGS下地  
石膏ボード t=12.5 2重張り  
EP塗装  
(階段上裏コンクリート面に新設)

原図: A-2

TITLE  
津市中央市民館多目的便所設置工事

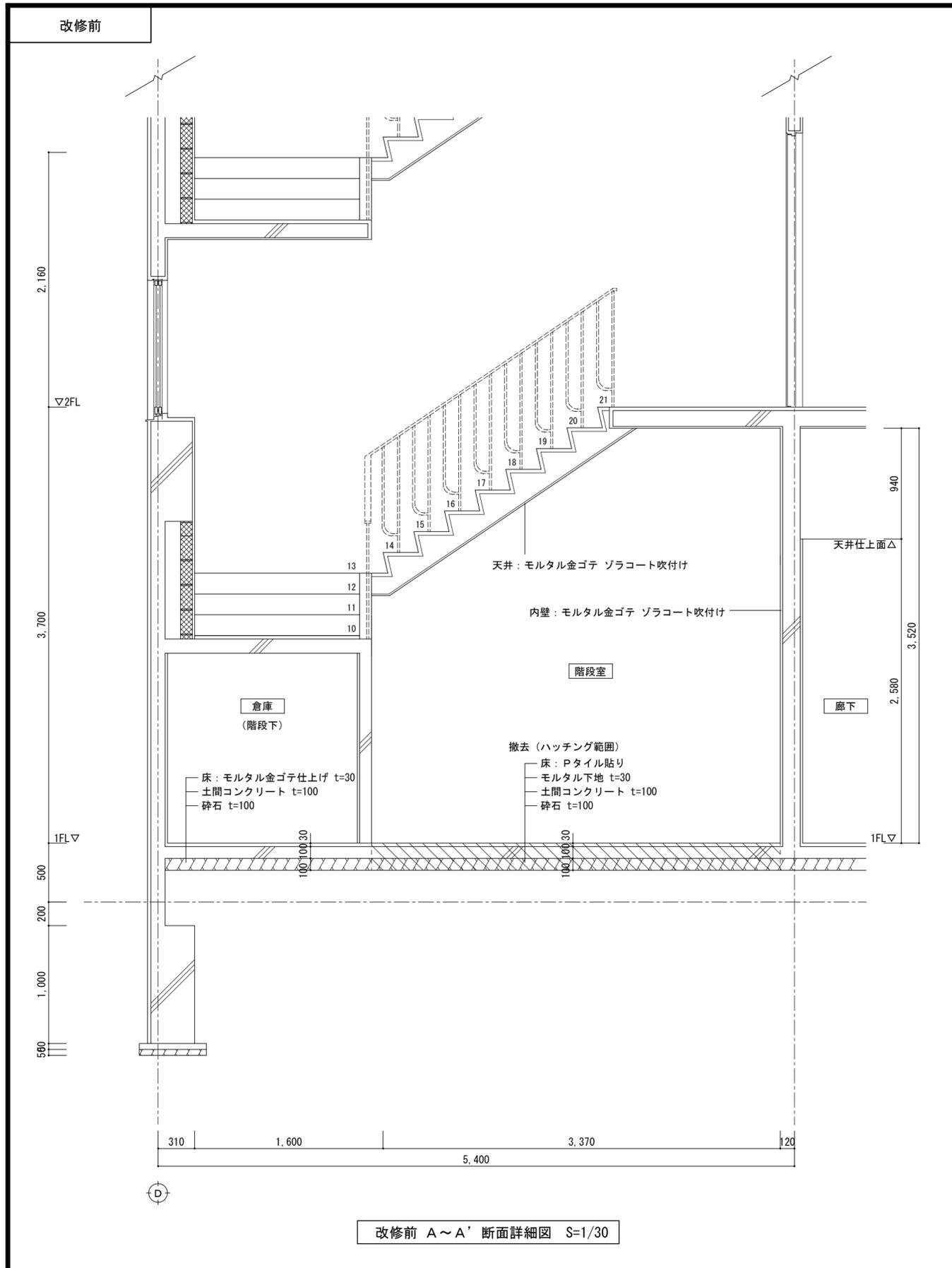
DRAWING TITLE  
改修前 1階天井伏図  
改修後 1階天井伏図

SCALE  
1/30

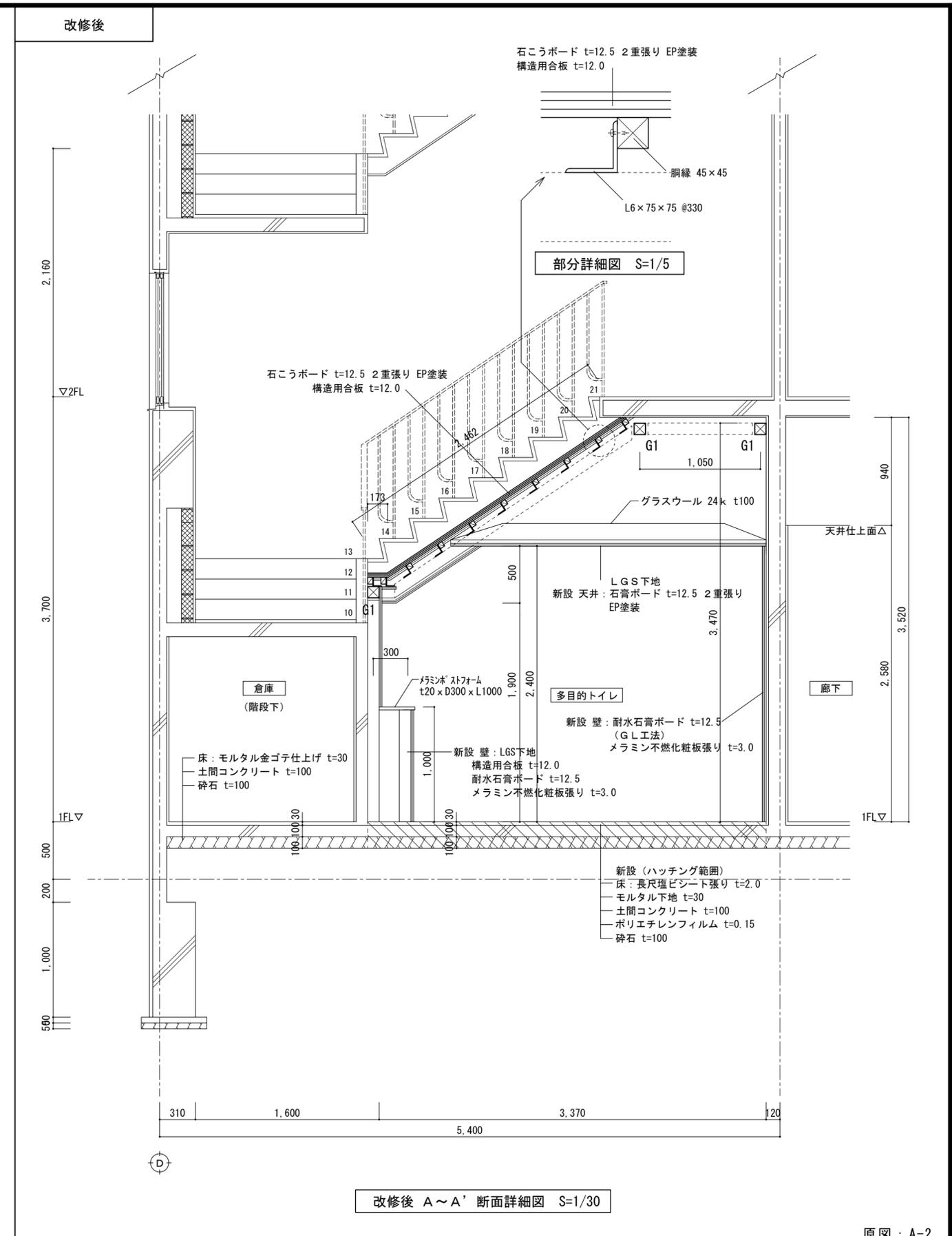
一級建築士事務所 山本一級建築士事務所  
三重県登録第1-2396号  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 寛康

No.  
A-12



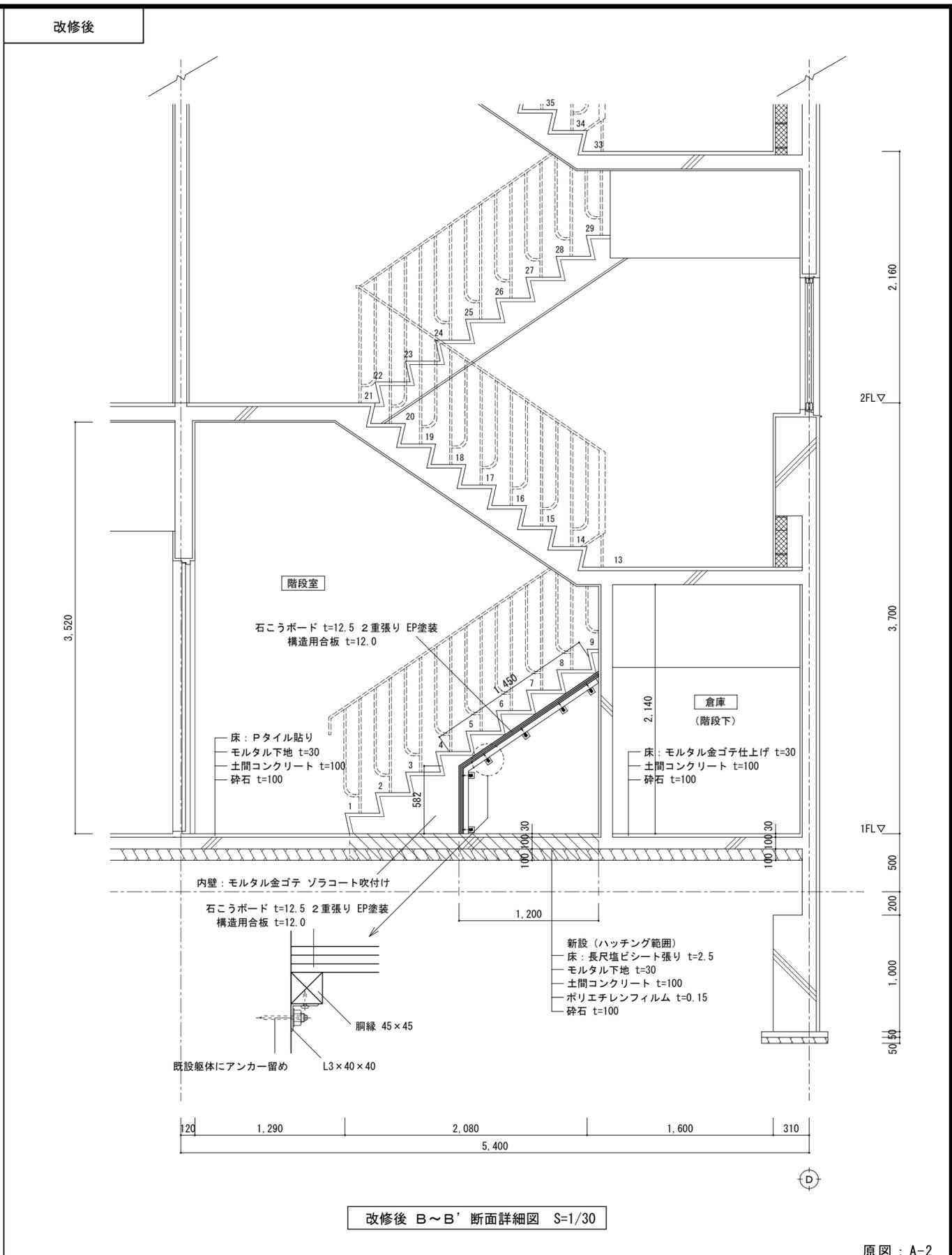
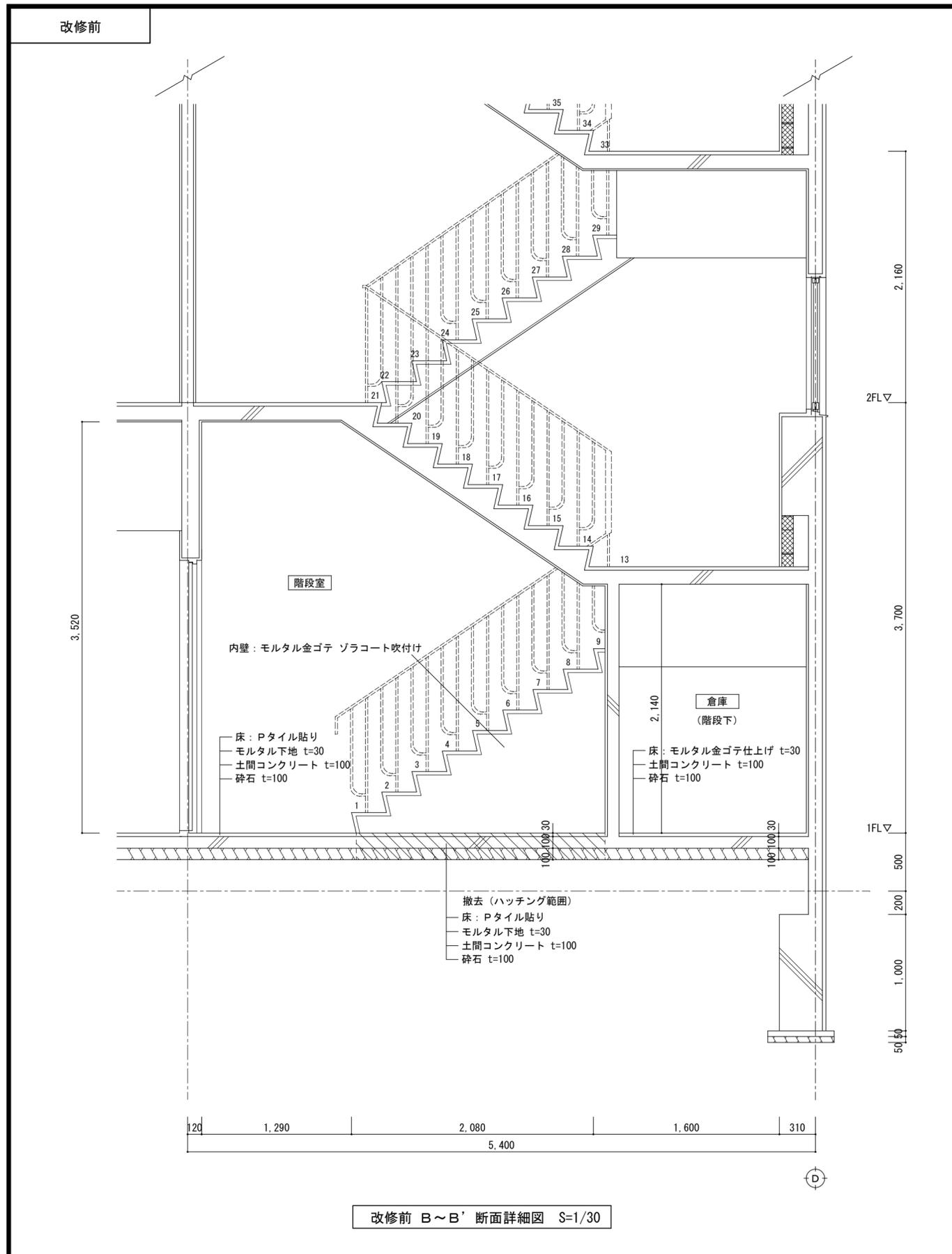
改修前 A~A' 断面詳細図 S=1/30



改修後 A~A' 断面詳細図 S=1/30

原図: A-2

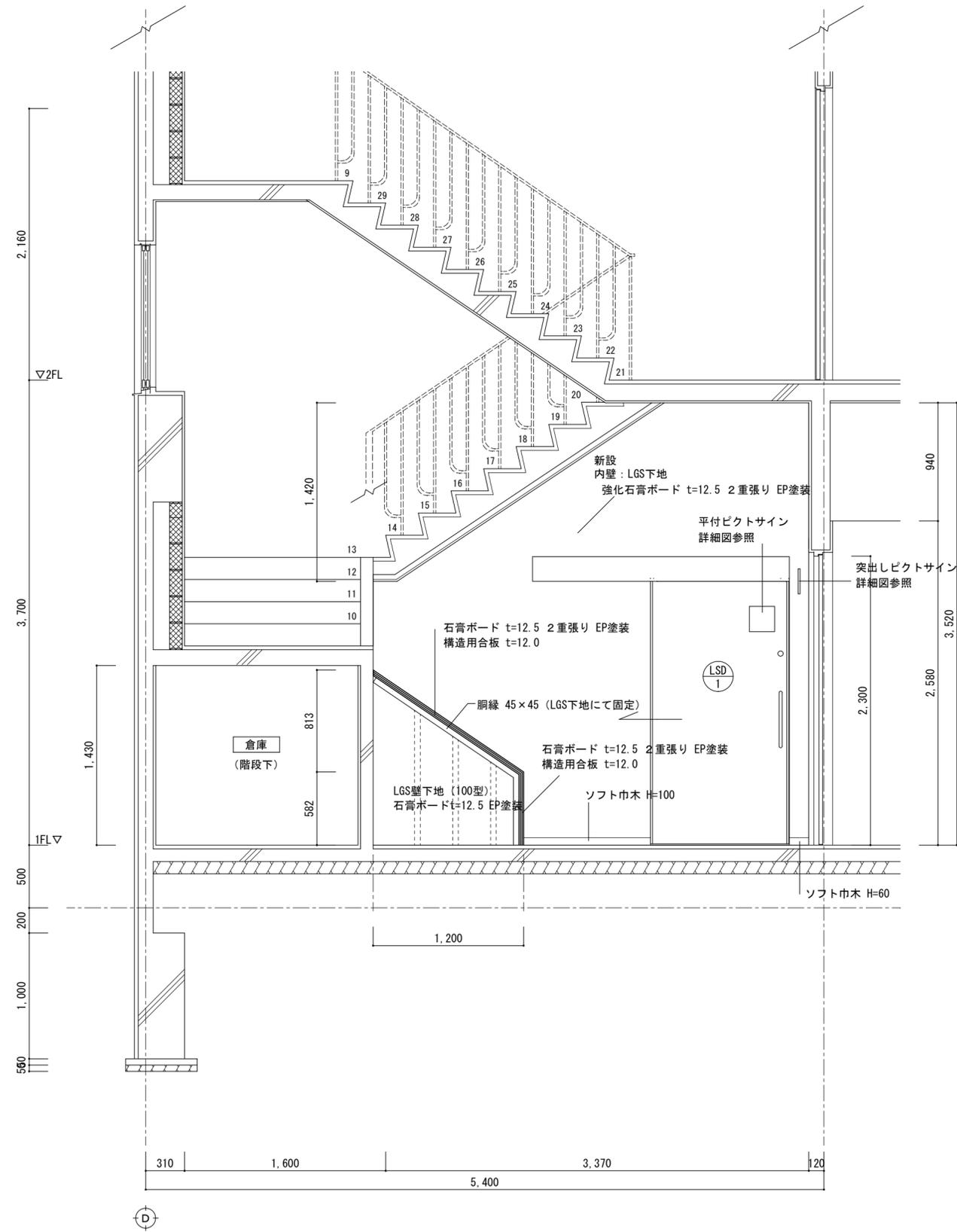
<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前 A~A' 断面詳細図 改修後 A~A' 断面詳細図</p>	<p>SCALE 1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 覚康</p>	<p>No. A-13</p>
-----------------------------------	--	-----------------------	---	---	---------------------



原図：A-2

<p>TITLE</p> <p>津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE</p> <p>改修前 B~B' 断面詳細図 改修後 B~B' 断面詳細図</p>	<p>SCALE</p> <p>1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号</p> <p><b>山本一級建築士事務所</b></p> <p>三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者</p> <p>一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No.</p> <p>A-14</p>
--------------------------------------	---	--------------------------	---	--	------------------------

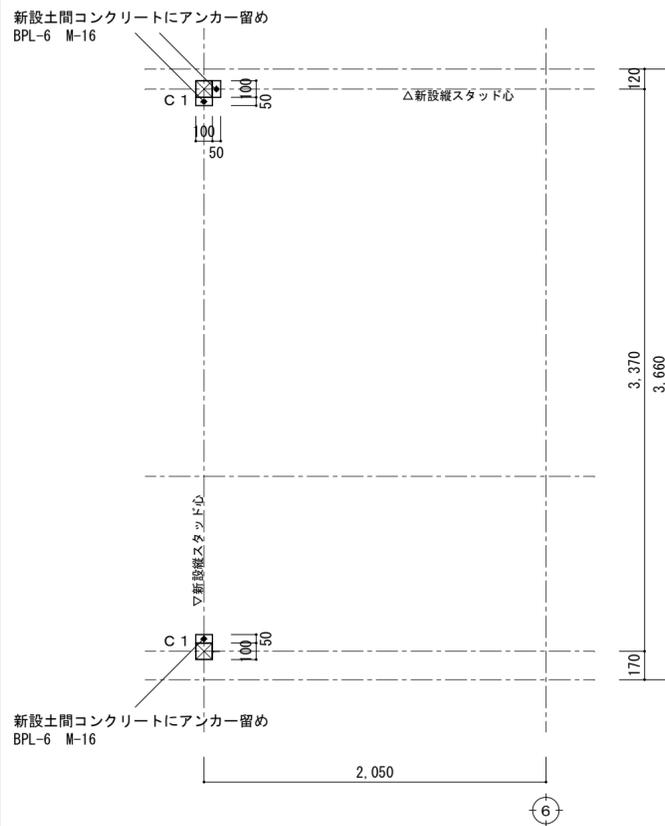
改修後



改修後 立面図 S=1/30  
階段室側

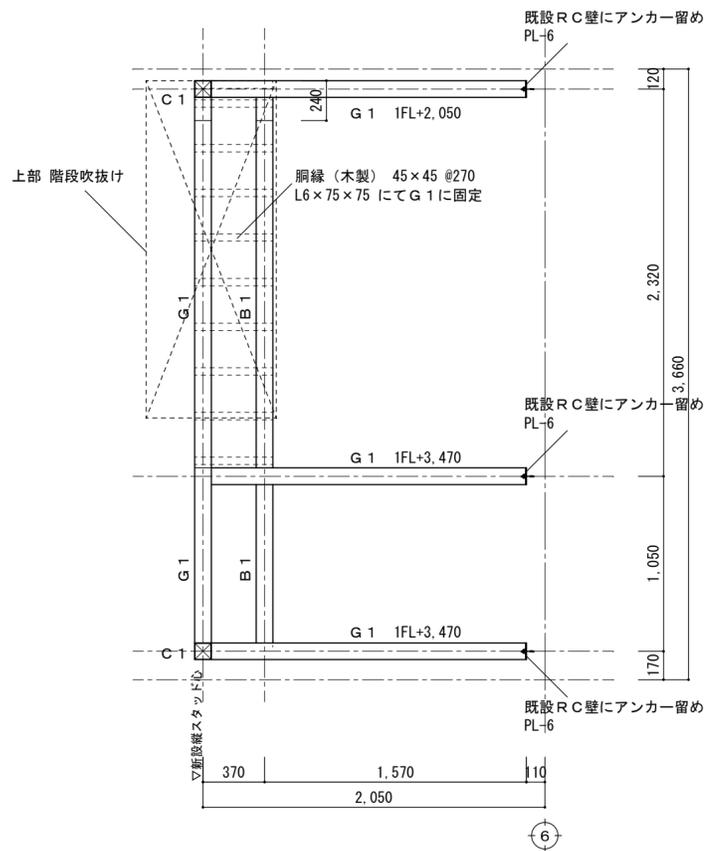
原図：A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修後 立面図</p>	<p>SCALE 1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 覚康</p>	<p>No. A-15</p>
-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------	---	---	---------------------



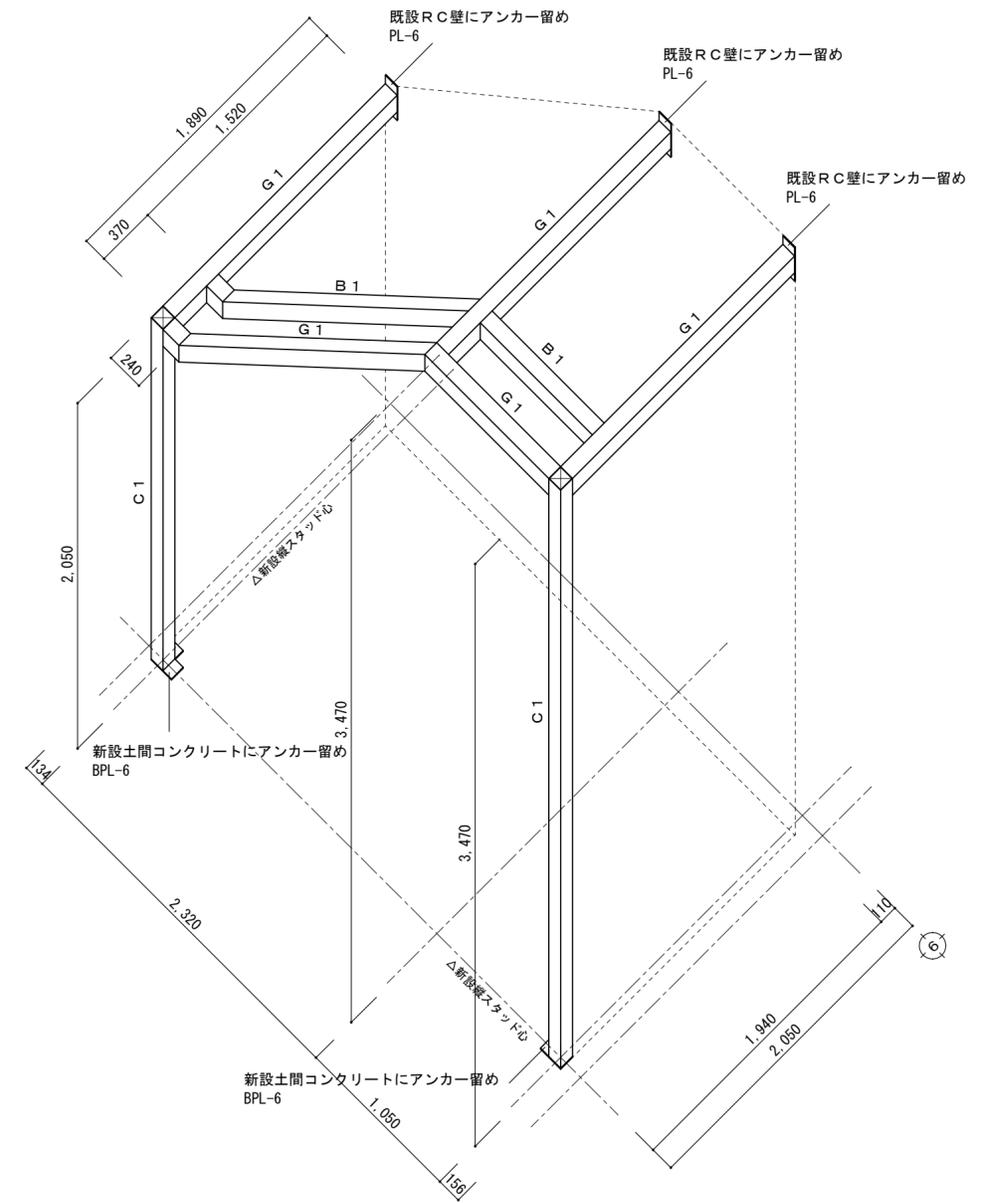
新設 架構平面図 S=1/30

C 1 .....100×100×2.3  
既設土間コンクリートにアンカー留め  
BPL-6 2-M16



新設 架構梁伏図 S=1/30

..... 胴縁 (木製) 45×45  
G 1 .....100×100×2.3  
既設RC壁にアンカー留め  
PL-6 2-M16  
B 1 .....100×100×2.3



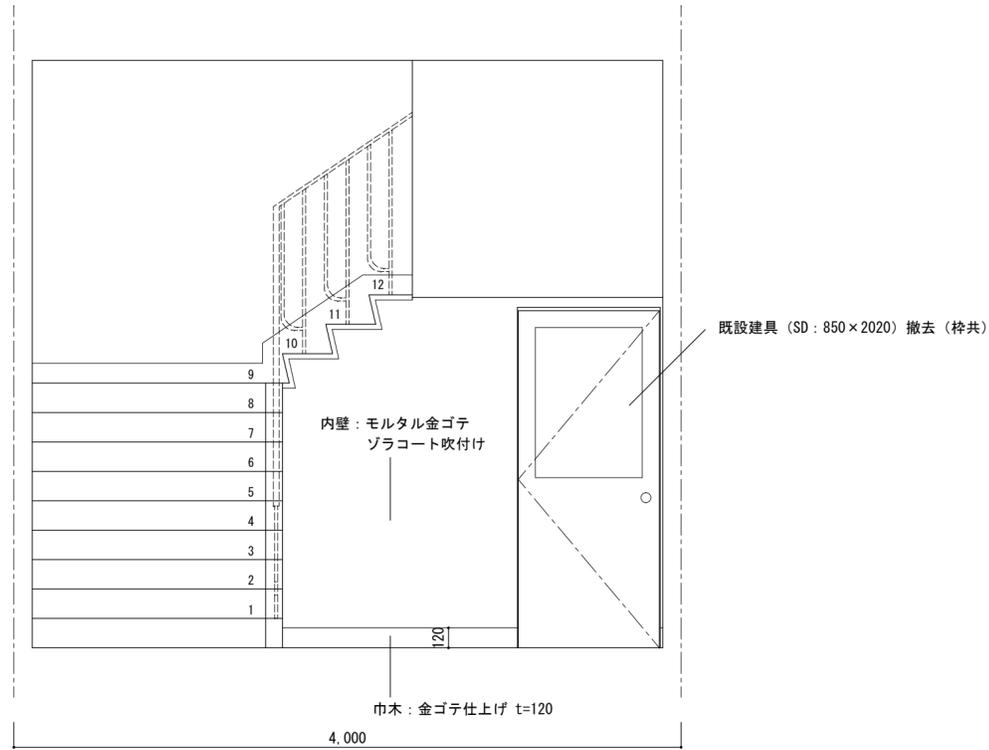
新設 架構図 S=1/30

原図 : A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 新設 架構図</p>	<p>SCALE 1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No. A-16</p>
-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------	---	---	---------------------

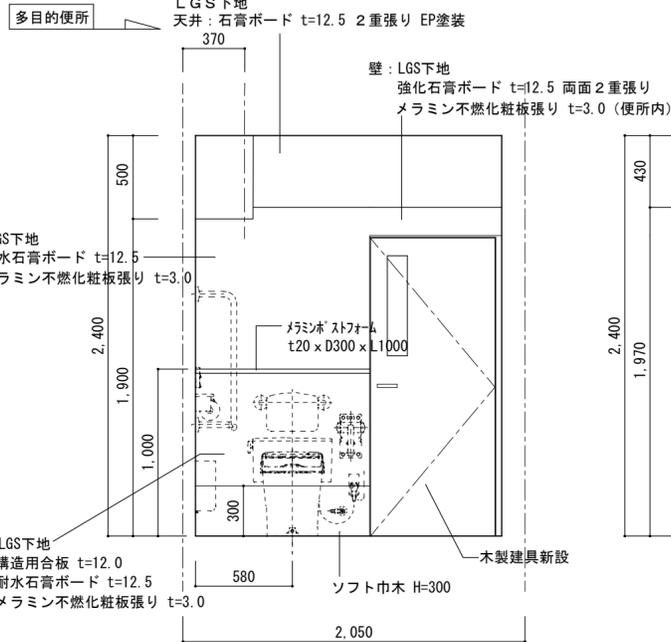
改修前

階段室

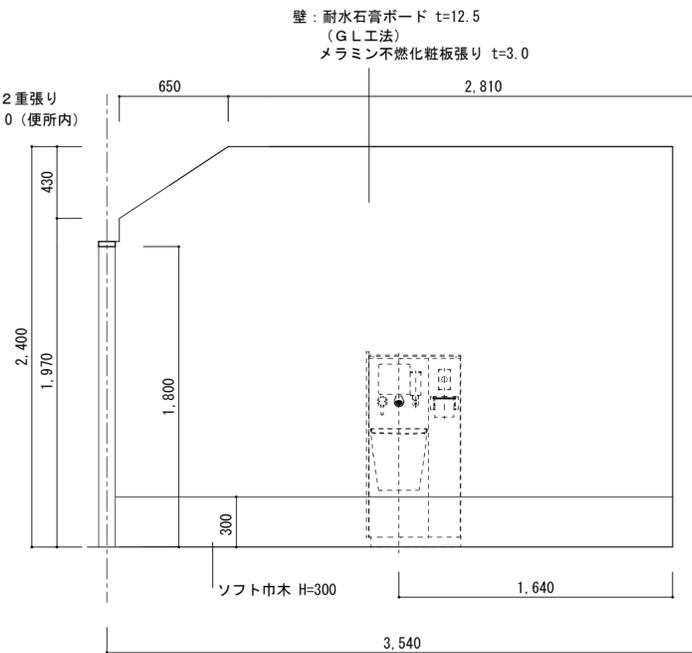


改修前 イ面展開図 S=1/30

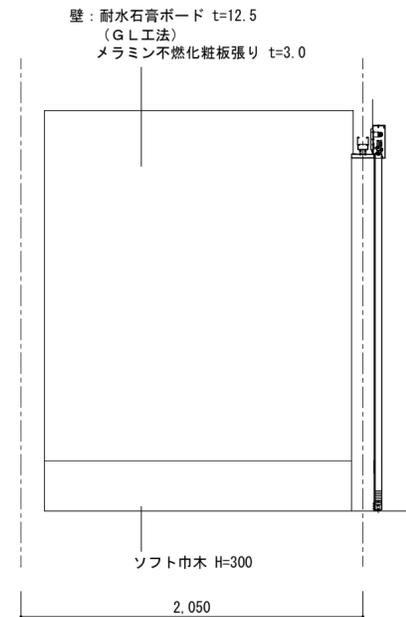
改修後



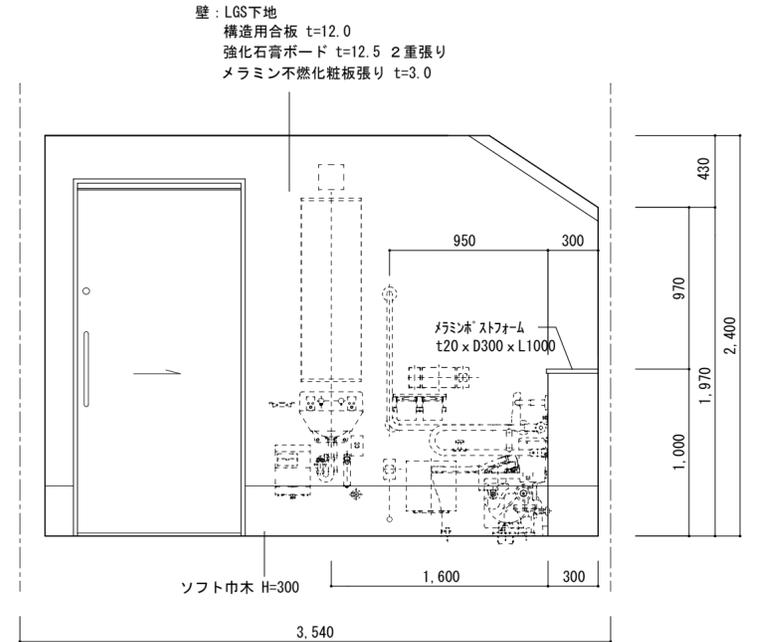
改修後 イ面展開図 S=1/30



改修後 口面展開図 S=1/30



改修後 ハ面展開図 S=1/30



改修後 二面展開図 S=1/30

原図：A-2

TITLE  
津市中央市民館多目的便所設置工事

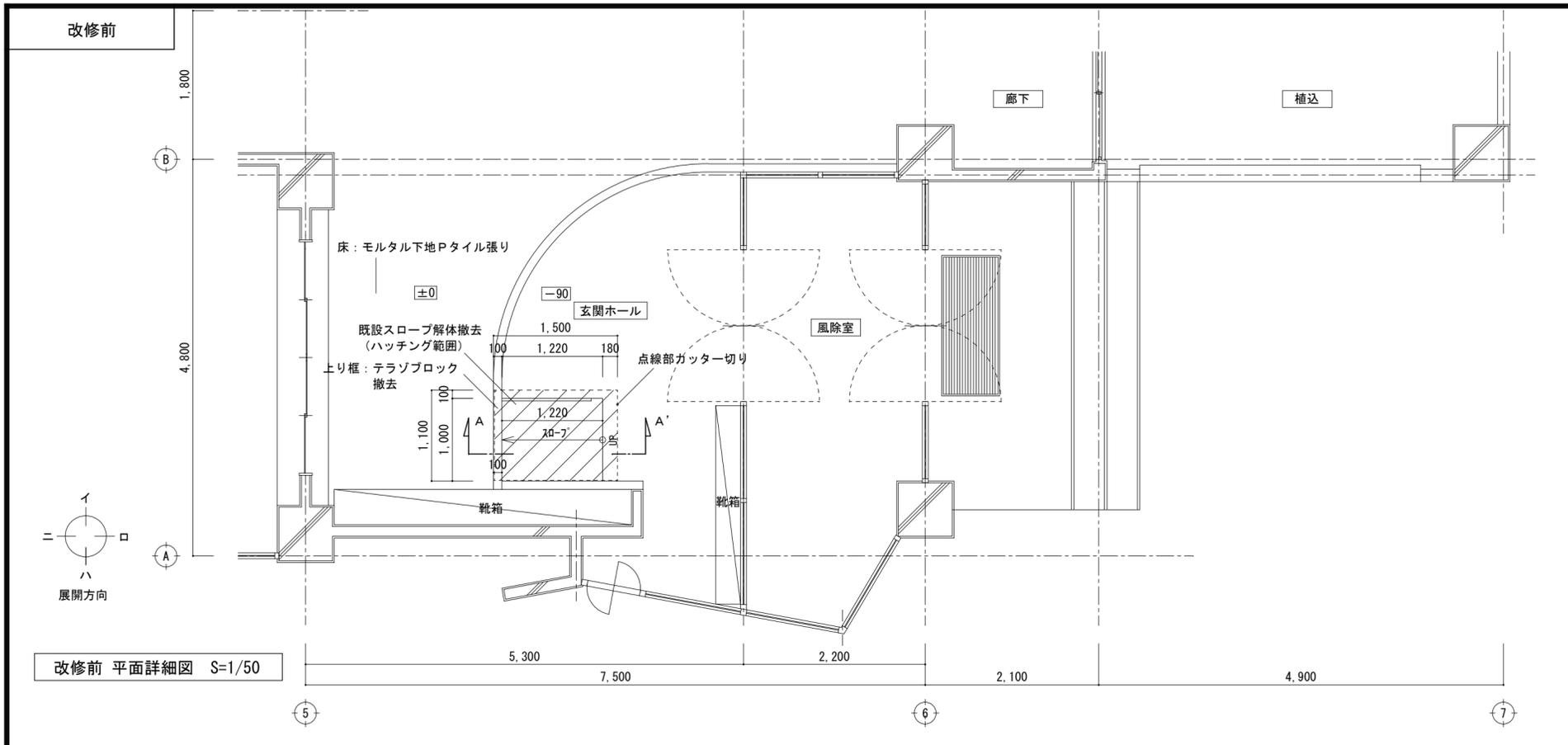
DRAWING TITLE  
改修前 展開図  
改修後 展開図

SCALE  
1/30

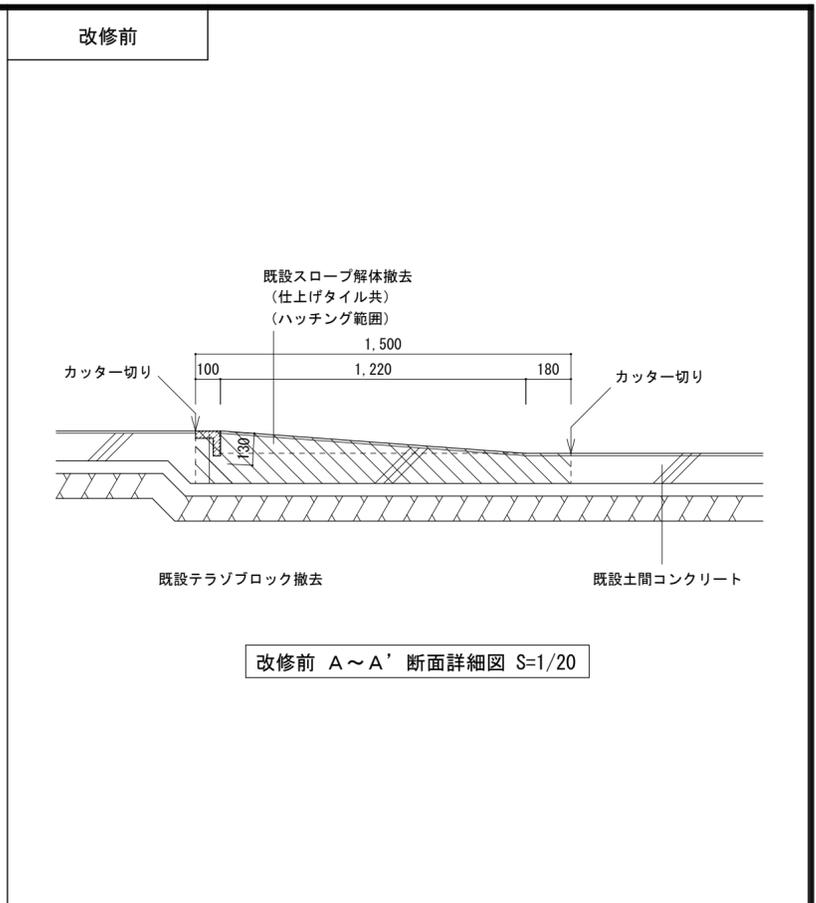
一級建築士事務所  
三重県登録第1-2396号  
山本 一級建築士事務所  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 覚康

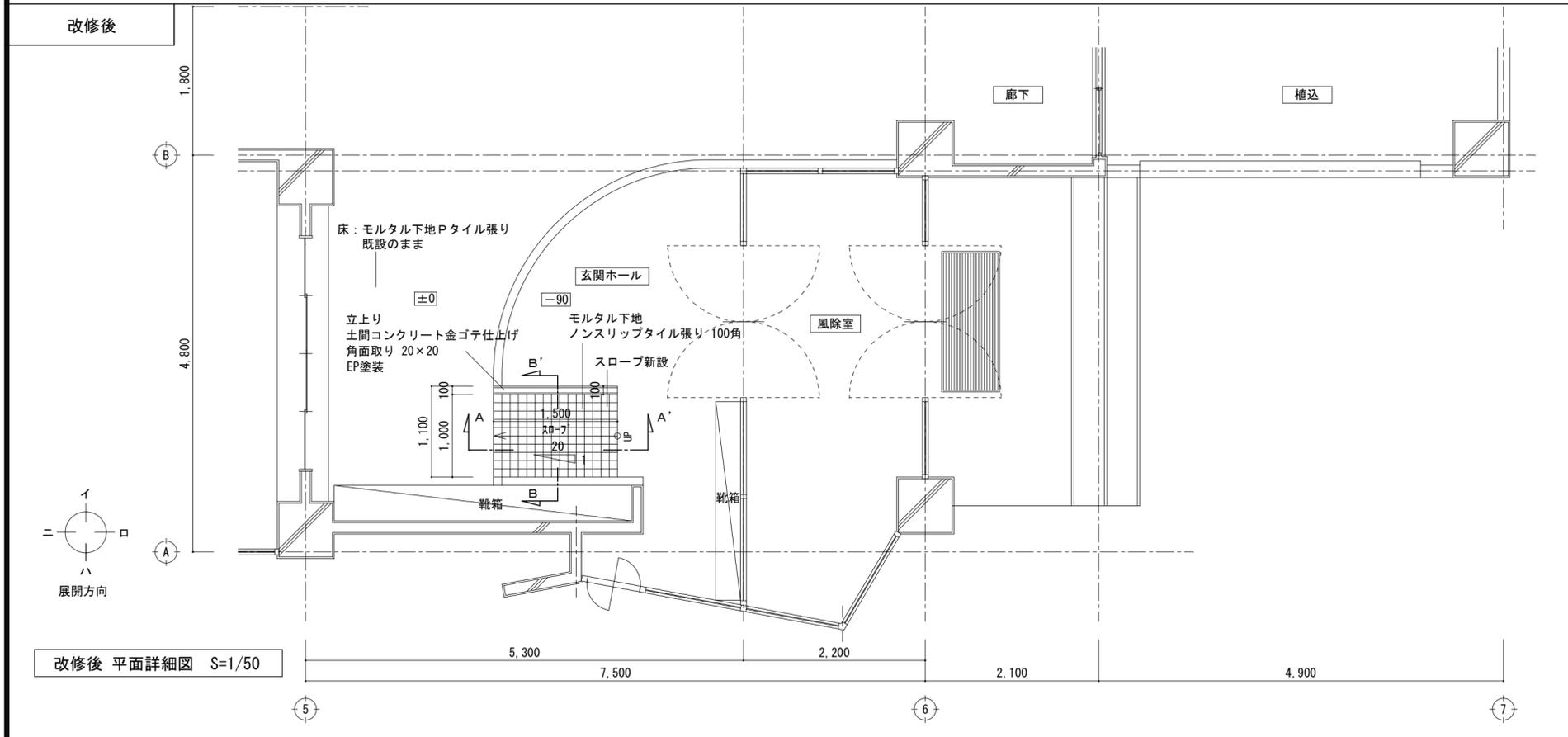
No.  
A-17



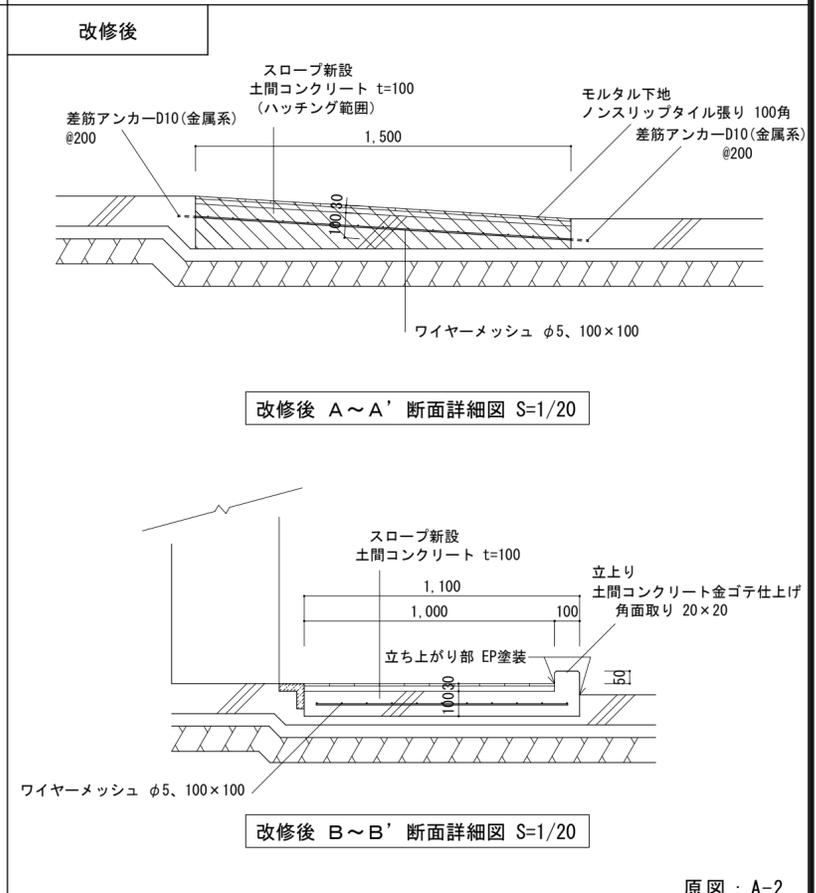
改修前 平面詳細図 S=1/50



改修前 A~A' 断面詳細図 S=1/20



改修後 平面詳細図 S=1/50



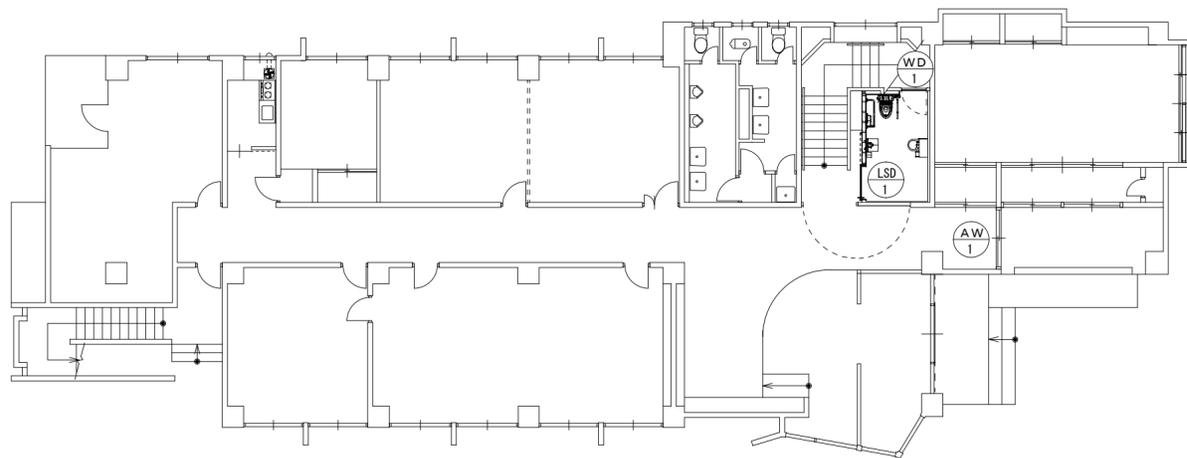
改修後 A~A' 断面詳細図 S=1/20

改修後 B~B' 断面詳細図 S=1/20

原図: A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前・改修後スロープ詳細図</p>	<p>SCALE 1/50 1/20</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No. A-18</p>
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	---	---------------------

● 建具表 S=1/50



建具指示図 S=1/100

記号・ヶ所	WD 1	倉庫 (階段下)	1ヶ所
姿 図	※既設建具 (SD: 850×2020) 撤去 (枠共) 後WD 1 新設 <p>型板ガラス 4mm 120×600 1,780 740</p> <p>3方木枠新設 SUS製沓摺新設</p>		
形 式	片開き戸		
材 質	合板フラッシュ		
見 込	36 mm		
仕 上	メラミン化粧板張り		
ガ ラ ス	型板ガラス 4mm		
金 物	ツリボ錠 (内側ツリボ)、丁番、レバーハンドル、付属金物一式		
記号・ヶ所	AW 1	1階廊下	1ヶ所
姿 図	今回工事にて 既設ガラス (FL5) をアルミパネルに 入れ替え アルミパネル t=3.0 (ハッチング範囲) <p>100 2,000 2,565 1,590</p>		
形 式	欄間付引き違い窓		
材 質	アルミサッシ		
見 込	70		
仕 上	アルマイト塗装		
ガ ラ ス	透明ガラス FL5		
金 物	クレセント、アングルピース、付属金物一式		
記号・ヶ所	LSD 1	多目的便所	1ヶ所
姿 図	<p>196 2,100 1,100</p> <p>※特定防火設備 (遮煙) ※有効開口巾=850mm</p>		
形 式	片引き戸		
材 質	軽量スチールドア		
見 込	40 (扉厚)		
仕 上	焼付塗装		
ガ ラ ス	—		
金 物	3方枠、沓摺り、樹脂製棒ハンドル、引手錠 (大型ツリボ表示付)、付属金物一式		

原図: A-2

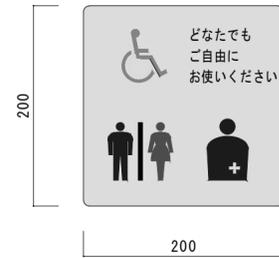
TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	設計者	No.
津市中央市民館多目的便所設置工事	建具指示図 建具表	1/100 1/50	山本 一級建築士事務所 一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 山本 寛康	A-19
			三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	

平付ピクトサイン

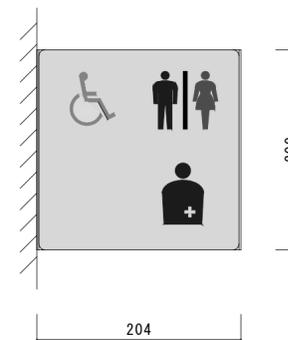
S=1/5

突出しピクトサイン

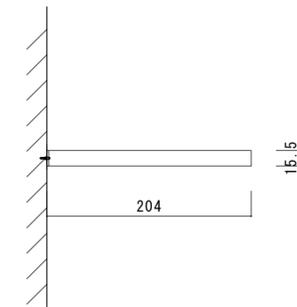
S=1/5



表示基板：アルミ型材ステンレス貼り t=8.0  
表示方法：UV印刷



姿図



平面図

表示基板：ステンレス t=0.5 HL仕上げ  
ベース：アルミ型材  
表示方法：UV印刷

原図：A-2

TITLE

津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE

詳細図

SCALE

1/5

一級建築士事務所  
三重県登録第1-2396号

**山本一級建築士事務所**

三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 覚康

No.

A-20

電気設備工事特記仕様書

- 工事概要
  - 工事名称 津市中央市民館多目的便所設置工事
  - 工事場所 津市 愛宕町 地内
- 建物概要
 

建物概要	構造	階数	延べ面積 (㎡)	用途区分	
				消防法施行令別表第一	
津市中央市民館	RC造	3階	963	(I)口	
計					
- 工事種目
 

延べ面積は建築基準法による表記

工事種目	工事場所			
	津市中央市民館		屋外	
電力設備	電灯設備	○		
	動力設備			
	雷保護設備			
受変電設備				
電力貯蔵設備	直流電源設備			
	交流無停電電源設備			
	電力平準化用蓄電設備			
	分散電源 <small>HA・MP・燃料電池</small>			
発電設備	ディーゼル発電設備			
	ガスエンジン発電設備			
	ガスタービン発電設備			
	太陽光発電設備			
	風力発電設備			
	その他発電設備			
	通信・情報設備	構内情報通信網設備		
	情報表示設備	情報表示設備		
その他	映像・音響設備			
	拡声設備	○		
	誘導支援設備			
	テレビ共同受信設備			
	テレビ電波障害防除設備			
	監視カメラ設備			
	駐車場管理設備			
	防火・入退室管理設備			
	自動火災報知設備	○		
	自動閉鎖設備			
	非常警報設備			
	ガス漏れ火災警報設備			
	中央監視制御設備			
医療関係設備				
構内配電線路				
構内通信線路				
その他				

II. 共通仕様

- 適用
  - 図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。(最新のものを適用)
  - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
  - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編)
  - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備工事標準仕様書」(電気設備工事編指針)「機械設備工事標準仕様書」(機械設備工事編指針)
  - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
  - 国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
  - 電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)
  - 電気工事業の業務の適正化に関する法律
  - 電気工事法
  - 労働安全衛生法
  - 消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。)
  - 電力会社供給約款
  - その他関連法令、関連諸基準
- 一般共通事項
 

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1. 一般事項	(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に念くつ実施に施工すること。 (2) 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記述漏れ等に起因する問題点及び漏業、設計図書のとおりに施工することで得る不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりに施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3) 施工工事との取合いについては予め当該工事関係者において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意図的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さき及び端木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事に係る産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を過ぎて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	●一般電気工作物 ・ 自家用電気工作物 ・ 事業用電気工作物
6. 電気工士	電気工事士の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1) 消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (2) 電話設備、その他施工に資格が必要なものについては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 自家用電気工作物等	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者が工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書(最新のものを)を備え付ける。 ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編) ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備工事標準仕様書」(電気設備工事編指針)「機械設備工事標準仕様書」(機械設備工事編指針) ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事管理指針」、「電気設備工事管理指針」、「機械設備工事管理指針」 ⑤ 工事写真の撮り方ー建築設備編ー ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 総合施工計画書 ② 包括工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ③ 包括施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び撤入計画書も作成する。 ④ 施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要設備、重要設備、3次設備(非常用昇降機等)については、固定方法を、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ⑤ 耐震計算書、耐荷計算書等 ⑥ 照度分布図、センサ動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
16. 工事写真	蓄積工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。 ・ 作成する(・完成図・安全に関する資料・( )) ・ 完成図作図範囲(設計図を打正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は発注者に移譲するものとする。また、製本3部(原寸1部、A3(脱開き)2部)により提出すること。
18. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・ 指定あり ・ 指定あり(・施設)の休業日 ・ 打ち合わせによる ・ その他( ) ) 2) 施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・ 指定あり ・ 指定時間(・( )時~( )時 ・ 打ち合わせによる ・ その他( ) ) 3) 概成工期 ・ 適用する(工事期日より( )日前) ・ 適用しない( ) ) 4) その他( ) )
19. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
20. 建設副産物	(1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設副産物の搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に纏じ込んで監督員に提出する。 また、工事が完了又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともに「A C」が運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後には報告書提出すること。

- 発生材の処理等
  - (1) 引抜きを要するもの( )
  - (2) 上記以外の引抜きを要するものについては別途、監督員が指示する。( )
  - (3) 特別管理産業廃棄物  
・ 変圧器 ( )  
・ その他 ( )  
現場内の監督員が指定する場所へ保管するものとする。  
なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等が発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。( )
  - (4) 現場内において再利用を図るもの  
・ 発生土 ( )  
・ その他 ( )
  - (5) 再資源化を図るもの  
・ コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊 ( )  
・ 建設発生木材 ( )  
(6) 水銀使用製品(産業廃棄物として取り扱うもの)  
・ ●蛍光灯ランプ ( )  
・ ●水銀ランプ ( )  
・ ●その他 ( )  
「本館廃棄物ガイドライン」(平成 29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に処理すること。( )
  - (7) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品図書」を提出すること。  
また、再利用を図るものについても図書を作成し、監督員へ提出すること。  
(8) 引抜きを要しないものは、全て積場に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D票を提示すること。)
- 官公署への手続き
 

工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。  
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。  
・ 消防設備関係  
・ 電気工作物関係  
・ 受電関係  
・ 通信関係  
・ 建設工事関係  
・ その他( )
- 消防法関係の手続き
 

(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成  
・ 本工事 ( )  
(2) 防火対象物使用開始届出書  
書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
- 工事用仮設物
 

構内への設置 ●できる(施設管理者と協議) ・ できない
- 工事用電力、水、その他
 

新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
- 搬入計画
 

大型機器、重量物の搬入前に、搬入経路の有付寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送方法、搬入機械、搬入機種の確認、台数及び重量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
- 製品確認
 

発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するよう請負品でいい製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
- 機材等の検査及び試験
 

検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
- 完成確認及び完成検査時等の電源確保
 

機器の動作確認、電圧、極性、回転転等確認できるように電源を確保すること。
- 完成時の操作説明
 

タイマ、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側へ備えるものとする。
- 不正軽油の使用の禁止
 

市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資材の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける業務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。  
受注者は、市が使用燃費の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請業者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。  
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請業者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。  
設計図面に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

- 施工仕様
 

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項																																																	
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設配線 ① 項目 ●埋設配管 ●構造物 ●その他 ( ) ② 調査範囲 ●埋設ルート ●その他 ( ) (2) 貫通及びはり ① 項目 ●鉄筋 ●配管 ●その他 ( ) ② 調査範囲 ●施工部分 ●その他 ( ) (3) 既設との取合い ① 項目 ●埋設箇所 ●増設箇所 ●その他 ( ) ② 調査範囲 ●施工部分 ●その他 ( )																																																	
2. 施工前測定等	改修工事にあつた場合は、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着手前に、監督員に報告すること。																																																	
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																	
4. 耐震基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」(建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平地震係数を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平地震係数は次のとおり。 設計用標準水平地震係数(Ks) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上階層、屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水櫃類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地下階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水櫃類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設				重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上階層、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水櫃類	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水櫃類	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			耐震安全性の分類																																														
		特定の施設		一般の施設																																														
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																													
上階層、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																													
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																													
中間階	水櫃類	2.0	1.5	1.5	1.0																																													
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																													
1階及び地下階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																													
	水櫃類	1.5	1.0	1.0	0.6																																													
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ・ なし ●あり ・ 無し ●あり ・ 無し ●あり																																																	
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・ 行う ・ 行わない																																																	
7. 基礎の配線ピット	基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																	
8. 配管・配線の耐震処置	建物引込部の配管の耐震処置 ・ 行う ・ 行わない 建物のエクスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・ 行う ・ 行わない																																																	
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート層スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																	
10. 露出配管	(1) 雨線など水の気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを併用する。 (3) 通係部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。																																																	
11. 合成樹脂管等	(1) 合成樹脂管の露出には、プッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外には使用しない。(P F管)																																																	
12. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製ボックスのうち下記部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠に必要箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製露出ボックスの内面には絶縁防腐塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4) 床付貫通部の金属配管には錆止めの塗装を施すこと。 (2) 塗装材はエポキシプライマー1種以上の処理のうえ、監督員の指示する色にて露出ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ポールボックスは指定色焼付塗装とする。																																																	
13. 導入線	通係を行わない配管及び配線引き抜きに空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。																																																	
14. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																	
15. 軽量間仕切りボックス	軽量間仕切りに位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																	
16. ポルボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一辺が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形ボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設ボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形ボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																	
17. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないものは ●ステンレス ・ 溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																	
18. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② ポルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中継式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ ( )箇所 2) 架空継式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ ( )箇所																																																	
19. 高圧ケーブル端処理	高圧ケーブルの端処理部、直結接続部等に処理者銘板(屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。																																																	

原図：A 2

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	設計者	No.
津市中央市民館多目的便所設置工事	特記仕様書 1	N・S	一級建築士事務所 三重登録第1-2396号 山本一級建築士事務所 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町8対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	E- 01

20. 配線器具の設置	(1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電線の種類により色を區別する。 (3)配線器具を取り付ける場合は金属の場合は、絶縁種を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)ケーブルプレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を固定しない位置ボックスには両面表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型(空転防止リソ付)とする。
21. 照明器具の設置	(1)コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。(ただし場所のコンタクト部器具(27W以下)を除く。) (2)接地線は電灯配線と同太さのケーブルの1芯(緑色)を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線(緑線)を添えることもできる。 (3)照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5)天井下地利より支持する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6)ハイブリッドの照明器具は撤止めを施工する。
22. 照明改修の際の測定	対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所( ) 測定回数( )回
23. 分電盤、制御盤、キュービクル等	(1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を貼る。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 (2)屋外キュービネットが露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取り付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
24. 受変電設備、発電設備の設置場所	(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室等は水害、電気室、ガス室、ダクト等を通さないようにする。
25. 発電設備の燃料配管	(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
26. 電圧降下の計算及び測定	(1)計算書の提出 電圧降下測定結果による計算書を作成し提出すること。 (2)測定の実施 1)項目 全受電チャンネルの電圧降下、受電面質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2)測定時期 ・施工前 ・躯体上がり時 ・施工後 ・その他( ) 3)報告書提出回数 ・2部 ・( )部
27. 土工事	(1)埋戻し材料及び工法 ・自煉(材料:掘り土中の良質土/工法:機器による締固め) ・その他( ) ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、G.L-600mm以上とする。 (3)掘削の種別は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は掘削、埋設管等は掘削、外打基礎、電柱等は掘削とする。 (4)機械掘削は掘削底を乱さないようにする。
28. ハンドホール、マンホール	(1)地中経路及びハンドホール等次下が考慮される場合は、以下対策を施す。 2)地耐力 ①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力値とする。 ②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 ③高さ900mmを超えるものにおいては、タラップとする。 なお、タラップの取付は4.50m間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ①建物への引込口及び引出し口付近 ②マンホール・ハンドホール付近 ③地中経路の曲所箇所 ④道幅狭小箇所 ⑤直線部分では30m程度に1個

3. 機器仕様	下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。なお、詳細については、図面による。
項目	特記事項
【電力設備】	
1. 電灯設備	(1)既設等との取合い ・無し ●盤改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他( )
(2)機器類	●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯(単独設置) ●コンセント等 ●分電盤、制御盤等 ・その他( )
(3)一般照明器具	1)形式 ●公称型 ●一般型 2)灯具 ●Hf蛍光灯 ●LED灯 ・HfID灯 ・その他( ) 3)用途 ●屋内用 ●屋外用 4)用途 ●普通地域 ●塩害地域 5)照明器具は、取扱書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6)蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7)HfIDランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我を恐るる恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。
(4)照明制御装置	1)センサー類 ●明るセンサー ●人感センサー ・タイマ ・調光スイッチ 2)調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他( )
(5)外灯(単独設置)	1)照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融鋳鉄メッキ ・その他( ) ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2)基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ) 3)灯具 ●水切灯 ●ナトリウム灯 ・Hf蛍光灯 ・LED灯 ・その他( ) 4)安定器 ・一般形高力形(BH) ・低地動電流形 ・その他( ) 5)電源 ・単相電源(1相電圧式・風車式) ・三相電源(点灯時間( )時間、不日照保証日数( )日) ・その他( ) 6)制御 ・Eスイッチ ・タイマ ・その他( ) 7)接地 ・単独接地(・本工事 ・別途工事 ・既設利用) ・共用 ・その他( )
(6)コンセント等	●一般型 ・防水型 ・ハイテンションアウトレット(・固定型 ・上下動型(アププ式を含む))
(7)分電盤、制御盤等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事情)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)図面ホルダーは、A4サイズ以上(キュービネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6)配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7)電流計は針指針計(定格電流指示)とする。
2. 動力設備	(1)既設との取合い ・無し ●盤改造 ●配線接続 ・その他( )
(2)機器類	・分電盤、制御盤等 ・その他( )
(3)負荷設備	・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他( )
(4)負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。
(5)電動機等の接地	・専用接地 ・金属管接地(7.5kW以下)
(6)電動機等の力率の改善	本工事を含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。
(7)保護継電器	過負荷、欠相、並相継電器は熱動式とする。
(8)分電盤、制御盤等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事情)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)図面ホルダーは、A4サイズ以上(キュービネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6)配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7)電流計は針指針計(定格電流指示)とする。
3. 雷保護設備	1)避雷針 2)避雷導線 3)接地極 4)接地抵抗の測定 ①測定方法 ②測定回数 5)接地極埋設様を設ける。
(2)雷サージ保護	1)耐雷トランス ・設置(・単相用 ・動力用) ・設置しない 2)SPD ・低圧用(・クラスI ・クラスII) ・通信用(・カテゴリC2 ・カテゴリD1) 3)低圧用SPDクラスIの性能 別図による 4)通信用SPDカテゴリD1の性能 別図による
(3)電源回路の保護	1)低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2)主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。
(4)通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
4. 接地設備	(1)接地工事 1)種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 2)施工 ・各種単独 ・共有有り( )
(2)接地抵抗の測定	1)測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2)測定回数 ・3回 ・( )回
(3)接地極埋設様	接地には接地極埋設様を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
【受変電設備】	
5. 受変電設備	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。
(1)既設との取合い	・無し ・改造(機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 ・その他( )
(2)機器類	・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他( )
(3)盤類	1)形式 ・キュービクル式配電盤(JIS C 4620) ・高圧スイッチギア(JEM 1425) ・CX ・CW ・PW ・MW 2)中通路 ・開放形配電盤 ・その他( ) 3)特記事項 ( )
(4)交流遮断器	真空遮断器(VCB) ①操作方式 ②引込方式

(5)断路器	1)形式 2)操作方式
(6)負荷開閉器	1)形式 2)設置場所 3)引込柱用 4)地中引込用
(7)変圧器	1)形式 2)設置場所 3)ダイヤル温度計
(8)進相コンデンサ	1)絶縁方式 2)その他
(9)直列リアクトル(進相コンデンサ用)	1)絶縁方式 2)容量 3)その他
(10)設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が3%以下となるようにする。
(11)キュービクル等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事情)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)図面ホルダーは、A4サイズ以上(キュービネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。
(12)基礎	・本工事(・21N/mm <sup>2</sup> ・18N/mm <sup>2</sup> ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ))
(13)配線ビッド及び蓋	1)施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ) 2)ビッド蓋の加が必要の場合は、本工事にて行うこと。
(14)設置場所	・屋内 ・屋外(・地上 ・屋上)
【電力貯蔵設備】	
6. 直流電源設備	(1)用途 (2)容量 (3)設置場所 (4)蓄電池
7. 交流無停電電源設備	(1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池 (6)性能
8. 電力平準化用蓄電設備	(1)用途 (2)機能 (3)蓄電池 (4)性能
9. 分散電源	(1)用途 (2)区分 (3)機器類 (4)発電装置
【発電設備】	
10. 燃料式発電設備	(1)用途 (2)設置場所 (3)機器類 (4)発電装置
(5)燃料	1)種類 2)引渡時間燃料
(6)燃料槽	1)形式及び容量 2)燃料小出槽 3)主燃料槽
(7)給油ボックス	1)材質 2)油量表 3)特記事項
(8)燃料移送ポンプ	1)電動ポンプ 2)手動ポンプ(ワインポンプ) 3)電動ポンプ水没防止カバー
(9)基礎	・本工事(・21N/mm <sup>2</sup> ・18N/mm <sup>2</sup> ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ))

11. 太陽光発電設備	(1)機器 (2)太陽電池アレイ (3)パワーコンディショナ及び系統系保護装置 (4)情報処理装置 (5)仕様詳細
12. 風力発電設備	(1)機器 (2)風車発電装置 (3)制御盤 (4)支持構造物 (5)情報処理装置 (6)仕様詳細
13. その他発電設備	( )の仕様詳細は別図による。
【通信・情報設備】	
14. 構内情報通信設備	(1)インターフェース (2)機器 (3)ケーブル (4)アウトレット
15. 構内交換設備	(1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット
16. 情報表示設備	(1)設備 (2)マルチサイン装置 (3)子時計 (4)電源装置 (5)警報等表示装置

17. 映像・音響設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)映像機器</p> <p>(3)音響機器</p> <p>(4)操作装置</p>
18. 拡声設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)増幅器</p> <p>(3)付属機器</p> <p>(4)操作装置</p> <p>(5)スピーカー</p>
19. 誘導支援設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)音声誘導装置</p> <p>(3)インターホン</p> <p>(4)トイレ等呼出装置</p>
20. テレビ共同受信設備	<p>(1)受信放送</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p>
21. テレビ電波障害防除設備	<p>(1)対象戸数</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p>
22. 監視カメラ設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)伝送方式</p> <p>(3)カメラ</p> <p>(4)モニター装置</p> <p>(5)録画装置</p>

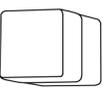
23. 駐車場管理設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)管制盤</p> <p>(3)検知器</p> <p>(4)信号灯・警報灯</p> <p>(5)発券機</p> <p>(6)カーゲート</p>
24. 防犯・入退室管理設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)防犯装置</p> <p>(3)入退室管理装置</p>
25. 自動火災報知設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機(表示装置)</p> <p>(4)中継器</p> <p>(5)発信機</p> <p>(6)感知器</p>
26. 自動閉鎖設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)運動制御器</p> <p>(3)感知器</p> <p>(4)自動閉鎖装置</p> <p>(5)自動閉鎖装置</p>
27. 非常警報設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)非常放送装置</p>
28. ガス漏れ火災警報設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機</p> <p>(4)検知器</p>

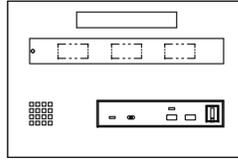
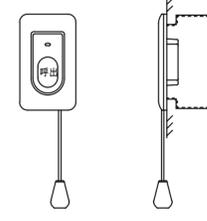
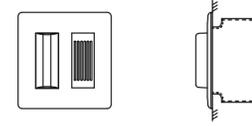
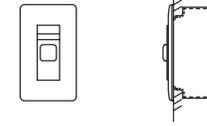
【中央監視制御設備】	<p>29. 中央監視制御設備</p> <p>(1)監視制御対象設備</p> <p>(2)既設との取り合い</p> <p>(3)機器</p> <p>(4)機能</p> <p>(5)監視操作装置</p> <p>(6)信号処理装置</p> <p>(7)記録装置</p>
【医療関係設備】	<p>30. 非接地電源用分電盤</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)仕様詳細</p> <p>31. ナースコール設備</p> <p>(1)形式</p> <p>(2)仕様詳細</p> <p>【構内配電線路】</p> <p>(1)配線方式</p> <p>(2)建柱</p> <p>(3)装柱機器</p> <p>(4)装柱機器</p> <p>(5)ハンドホール、マンホール</p> <p>(6)錆鉄蓋</p> <p>(7)地中ケーブル保護材料</p> <p>【構内通信線路】</p> <p>33. 構内通信線路</p> <p>(1)用途</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)ハンドホール、マンホール</p> <p>(5)錆鉄蓋</p> <p>(6)地中ケーブル保護材料</p> <p>【その他】</p> <p>34. 消火器</p>

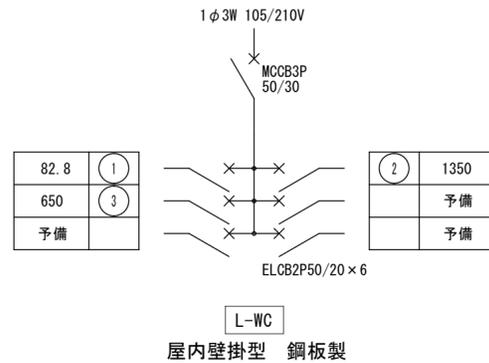
III. 機器標準取付高さ	<p>標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はバリアフリー対応)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力</th> <th>名称</th> <th>側点</th> <th>取付高さ (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"></td> <td>接地端子盤</td> <td>床下～下端</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引用計器</td> <td>地上～窓中心</td> <td>1,800～2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引込開閉器</td> <td>床下～中心</td> <td>1,800～2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">電灯</td> <td>分電盤</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> <td>上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> <td>○1,000mm</td> </tr> <tr> <td>コンセント(一般)</td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> <td>○400mm</td> </tr> <tr> <td>コンセント(和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンセント(台上)</td> <td>床下～中心</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンセント(WP)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンセント(地下)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンセント(土間)</td> <td>床下～中心</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブラケット(一般)</td> <td>床下～中心</td> <td>2,100～2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブラケット(鏡上)</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブラケット(処理場)</td> <td>床下～中心</td> <td>2,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">動力</td> <td>壁掛型制御盤</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> <td>上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>手元開閉器</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作スイッチ</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電話</td> <td>端子盤</td> <td>床下～下端</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安装置</td> <td>床下～中心</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス</td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス(和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">時計・拡声</td> <td>壁掛型時計</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> <td>上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>時計計</td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁掛型スピーカー</td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> <td>2,500mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表示</td> <td>アッペネータ</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示器</td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">インターホン</td> <td>壁付インターホン</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス(和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子機(身障者用)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>呼出しボタン(身障者用)</td> <td>床下～中心</td> <td>800～950</td> <td>便座先端から後方へ100～200mm 2倍目(高700mm、便座先端から前方400mm)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テレビ</td> <td>表示灯(身障者用)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器収納箱</td> <td>床下～中心</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災報知</td> <td>直列ユニット</td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直列ユニット(和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受信機・副受信機</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発信機</td> <td>表示灯</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示灯</td> <td>床下～中心</td> <td>1,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベル</td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器収納箱</td> <td>床下～中心</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)</p>	電力	名称	側点	取付高さ (mm)	備考		接地端子盤	床下～下端			取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000		引込開閉器	床下～中心	1,800～2,000		電灯	分電盤	床下～中心	1,500	上端1,900mm	スイッチ	床下～中心	1,300	○1,000mm	コンセント(一般)	床下～中心	300	○400mm	コンセント(和室)	床下～中心	200		コンセント(台上)	床下～中心	150		コンセント(WP)	床下～中心	1,000		コンセント(地下)	床下～中心	1,000		コンセント(土間)	床下～中心	500		ブラケット(一般)	床下～中心	2,100～2,300		ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150		ブラケット(処理場)	床下～中心	2,500		動力	壁掛型制御盤	床下～中心	1,500	上端1,900mm	手元開閉器	床下～中心	1,500		操作スイッチ	床下～中心	1,300		電話	端子盤	床下～下端	300		保安装置	床下～中心	2,000		壁位置ボックス	床下～中心	300		壁位置ボックス(和室)	床下～中心	200		時計・拡声	壁掛型時計	床下～中心	1,500	上端1,900mm	時計計	床下～中心	2,300		壁掛型スピーカー	床下～中心	2,300	2,500mm	表示	アッペネータ	床下～中心	1,300		表示器	床下～中心	2,300		インターホン	壁付インターホン	床下～中心	1,300		壁位置ボックス(和室)	床下～中心	300		子機(身障者用)	床下～中心	1,100		呼出しボタン(身障者用)	床下～中心	800～950	便座先端から後方へ100～200mm 2倍目(高700mm、便座先端から前方400mm)	テレビ	表示灯(身障者用)	床下～中心	1,800		機器収納箱	床下～中心	2,000		火災報知	直列ユニット	床下～中心	300		直列ユニット(和室)	床下～中心	200		受信機・副受信機	床下～中心	1,500		発信機	表示灯	床下～中心	1,300		表示灯	床下～中心	1,800		ベル	床下～中心	2,300		機器収納箱	床下～中心	2,000	
電力	名称	側点	取付高さ (mm)	備考																																																																																																																																																																								
	接地端子盤	床下～下端																																																																																																																																																																										
	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000																																																																																																																																																																									
	引込開閉器	床下～中心	1,800～2,000																																																																																																																																																																									
	電灯	分電盤	床下～中心	1,500	上端1,900mm																																																																																																																																																																							
		スイッチ	床下～中心	1,300	○1,000mm																																																																																																																																																																							
		コンセント(一般)	床下～中心	300	○400mm																																																																																																																																																																							
		コンセント(和室)	床下～中心	200																																																																																																																																																																								
		コンセント(台上)	床下～中心	150																																																																																																																																																																								
		コンセント(WP)	床下～中心	1,000																																																																																																																																																																								
		コンセント(地下)	床下～中心	1,000																																																																																																																																																																								
コンセント(土間)		床下～中心	500																																																																																																																																																																									
ブラケット(一般)		床下～中心	2,100～2,300																																																																																																																																																																									
ブラケット(鏡上)		鏡上端～中心	150																																																																																																																																																																									
ブラケット(処理場)	床下～中心	2,500																																																																																																																																																																										
動力	壁掛型制御盤	床下～中心	1,500	上端1,900mm																																																																																																																																																																								
	手元開閉器	床下～中心	1,500																																																																																																																																																																									
	操作スイッチ	床下～中心	1,300																																																																																																																																																																									
電話	端子盤	床下～下端	300																																																																																																																																																																									
	保安装置	床下～中心	2,000																																																																																																																																																																									
	壁位置ボックス	床下～中心	300																																																																																																																																																																									
	壁位置ボックス(和室)	床下～中心	200																																																																																																																																																																									
時計・拡声	壁掛型時計	床下～中心	1,500	上端1,900mm																																																																																																																																																																								
	時計計	床下～中心	2,300																																																																																																																																																																									
	壁掛型スピーカー	床下～中心	2,300	2,500mm																																																																																																																																																																								
表示	アッペネータ	床下～中心	1,300																																																																																																																																																																									
	表示器	床下～中心	2,300																																																																																																																																																																									
インターホン	壁付インターホン	床下～中心	1,300																																																																																																																																																																									
	壁位置ボックス(和室)	床下～中心	300																																																																																																																																																																									
	子機(身障者用)	床下～中心	1,100																																																																																																																																																																									
	呼出しボタン(身障者用)	床下～中心	800～950	便座先端から後方へ100～200mm 2倍目(高700mm、便座先端から前方400mm)																																																																																																																																																																								
テレビ	表示灯(身障者用)	床下～中心	1,800																																																																																																																																																																									
	機器収納箱	床下～中心	2,000																																																																																																																																																																									
火災報知	直列ユニット	床下～中心	300																																																																																																																																																																									
	直列ユニット(和室)	床下～中心	200																																																																																																																																																																									
	受信機・副受信機	床下～中心	1,500																																																																																																																																																																									
発信機	表示灯	床下～中心	1,300																																																																																																																																																																									
	表示灯	床下～中心	1,800																																																																																																																																																																									
	ベル	床下～中心	2,300																																																																																																																																																																									
	機器収納箱	床下～中心	2,000																																																																																																																																																																									

原図：A 2

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	設計者	No.
津市中央市民館多目的便所設置工事	特記仕様書 3	N・S	一級建築士事務所 山本一級建築士事務所 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	E-03

			
		昼白色 (5000K)、高演色Ra95 美ルック、拡散タイプ、ネジ込み方式 カバー：ガラス(乳白つや消し)、(ホワイト) 参考型番：LGB81604 LE1	
A13	LED灯 LRS1-1700LM	B8	LED灯 495lm 消費電力8W
			
非常灯タイプ 常時：非常用ライトバー点灯 非常時：非常灯本体組込LED(一般出力型)点灯 蓄電池：ニッケル水素電池 非常灯評定番号：LALF-018 非常用LEDレンズ：ガラス、常用ライトバー：ポリカーボネート(乳白) 自己点検スイッチ付、充電モニタ(緑)付 参考型番：XLG211AGNJ LE9			
C16	LED灯 1600lm 消費電力12.5W		

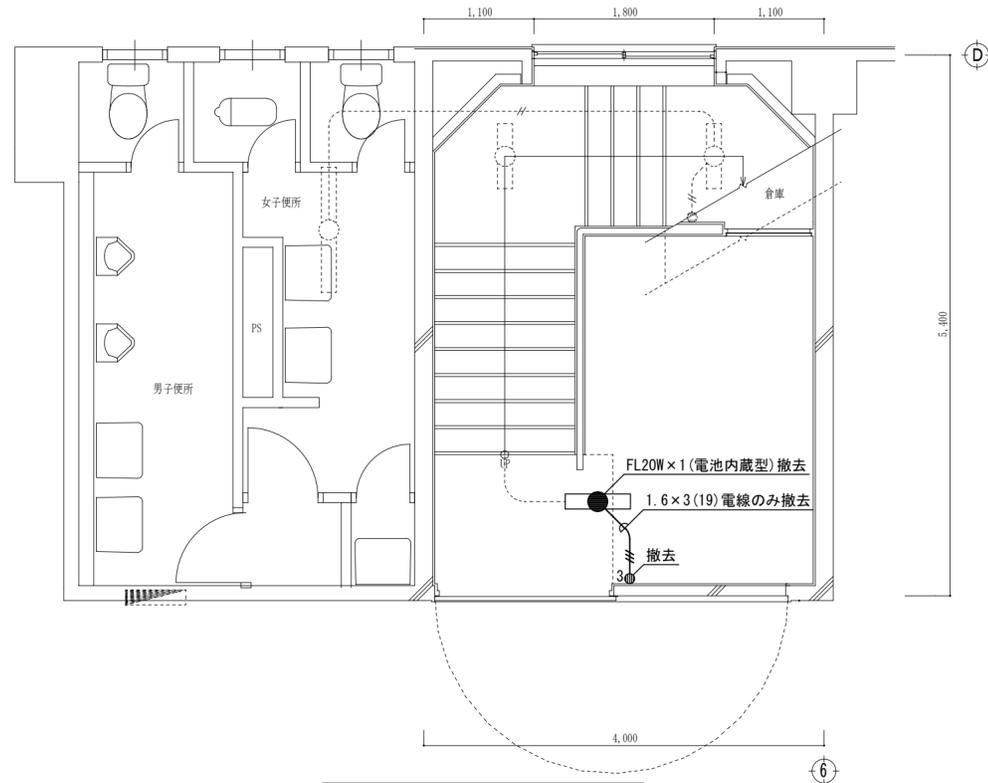
													
		参考型番：CBN-3C <table border="1"> <tr><td>電源電圧</td><td>AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)</td></tr> <tr><td>形状</td><td>壁取付形</td></tr> <tr><td>材質</td><td>SPCCT1.2</td></tr> <tr><td>窓数</td><td>3窓</td></tr> <tr><td>表示方式</td><td>呼出音と表示窓点灯</td></tr> </table>		電源電圧	AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)	形状	壁取付形	材質	SPCCT1.2	窓数	3窓	表示方式	呼出音と表示窓点灯
電源電圧	AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)												
形状	壁取付形												
材質	SPCCT1.2												
窓数	3窓												
表示方式	呼出音と表示窓点灯												
NC1	3窓用トイレ呼出表示器	NC2	呼出ボタン(引きひも付)										
													
		参考型番：NR-BZLB27 <table border="1"> <tr><td>備考</td><td>壁埋込型 (JIS2個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>プレート：自己消火性樹脂 ランプカバー：ポリカーボネート</td></tr> <tr><td>備考</td><td>プザー付</td></tr> </table>		備考	壁埋込型 (JIS2個用スイッチボックス)	材質	プレート：自己消火性樹脂 ランプカバー：ポリカーボネート	備考	プザー付				
備考	壁埋込型 (JIS2個用スイッチボックス)												
材質	プレート：自己消火性樹脂 ランプカバー：ポリカーボネート												
備考	プザー付												
NC3	プザー付廊下灯	NC4	復旧ボタン										
		参考型番：NBR-7HWA <table border="1"> <tr><td>形状</td><td>壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>自己消火性樹脂</td></tr> <tr><td>備考</td><td>引きひも式、押ボタン式両用</td></tr> </table>		形状	壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)	材質	自己消火性樹脂	備考	引きひも式、押ボタン式両用				
形状	壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)												
材質	自己消火性樹脂												
備考	引きひも式、押ボタン式両用												
		参考型番：NBR-2A-C <table border="1"> <tr><td>形状</td><td>壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>備考</td><td>非防水形</td></tr> </table>		形状	壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)	材質	樹脂	備考	非防水形				
形状	壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)												
材質	樹脂												
備考	非防水形												



原図：A 2

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	設計者	No.
津市中央市民館多目的便所設置工事	分電盤結線図・照明器具姿図・弱電機器	N・S	山本 寛康	E-04
一級建築士事務所 山本一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397			設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康	

改修前

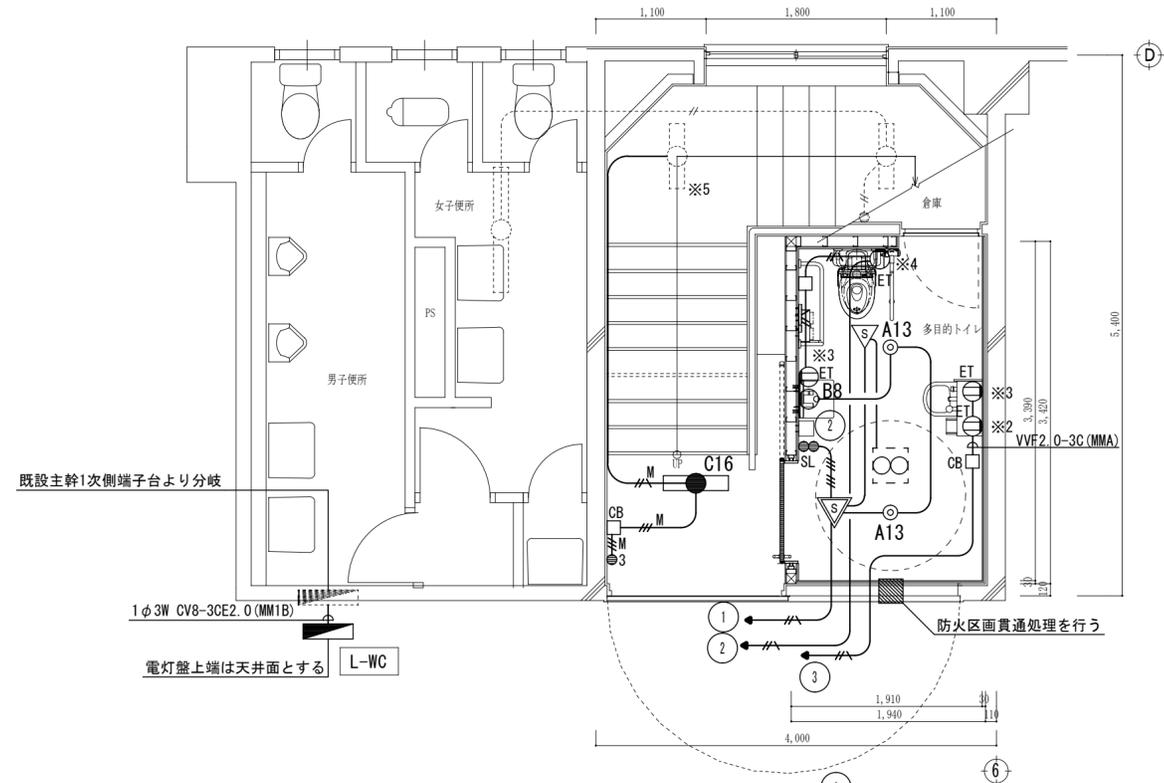


図中点線にて記入のものは既設再使用とする

改修前 1階平面図 S=1/50

※注記  
・水銀使用製品は産業廃棄物として関係法令により適切に処理すること。

改修後



改修後 1階平面図 S=1/50

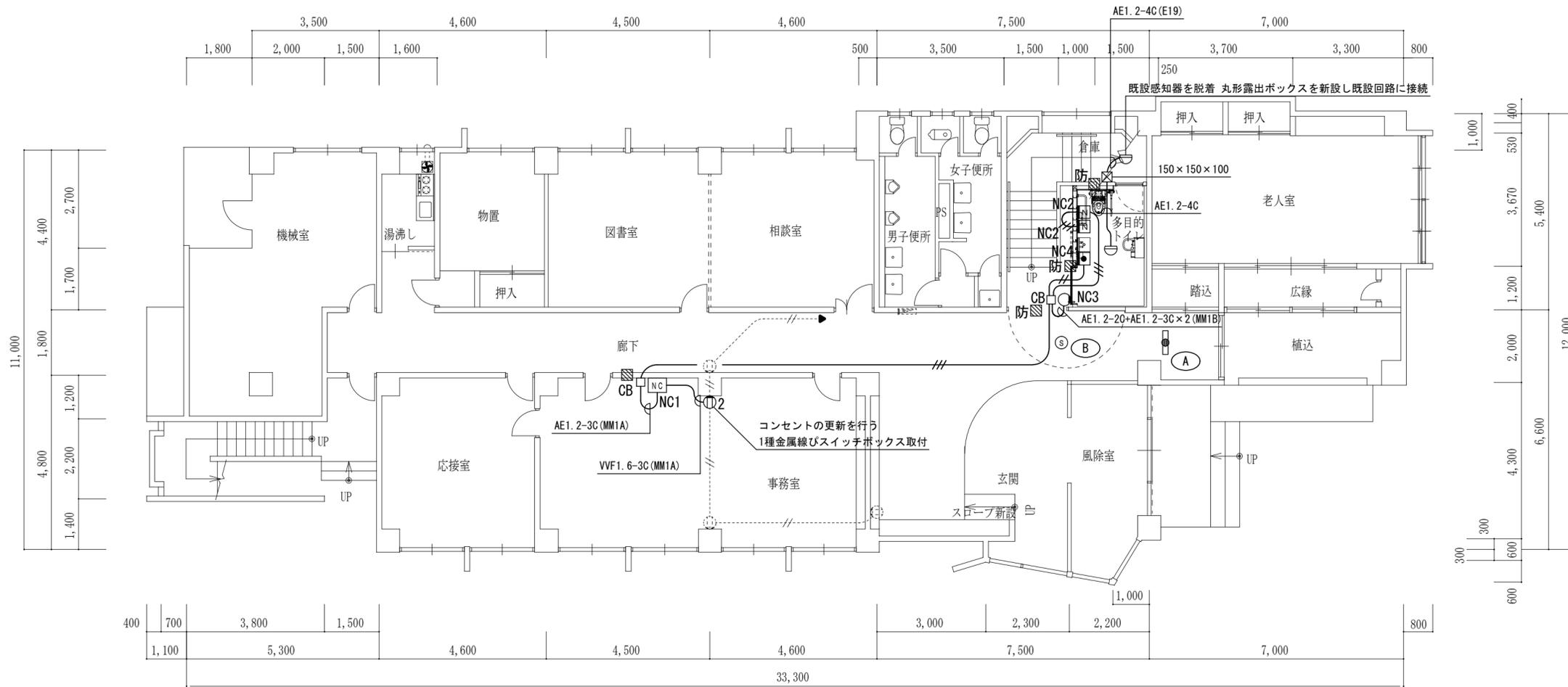
記号	名称
☐	電灯分電盤
◻	LED灯 本体内蔵非常電源LED
⊙	LED灯 ダウンライト
○	LED灯 ブラケット
▽	人感センサ 参考型番: WTK24818
▽	人感センサ 換気扇対応子機 参考型番: WTK29318
SL	熱線センサー付自動スイッチ用操作スイッチ 2回路用
●3	埋込スイッチ 3W15A x 1
ET	埋込コンセント 2P15A x 1 接地端子付
CB	1種金属線び コーナーボックス
図中点線にて記入のものは既設再使用とする	

記号	名称
※1	既設回路に接続
※2	電気温水器
※3	自動水栓
※4	温水洗浄便座
※5	機器脱着

図中記入なき配線は下記とする	
—	VVF1.6-3C 内1Cは接地線
—	VVF2.0-3C
—	VVF1.6-3C x 2
—	VVF1.6-3C (MM1A)
—	VVF1.6-3C (MM1A)
斜線の傾きの異なるものは接地線を示す	

原図: A2

改修後



改修後 1階平面図 S=1/100

記号	名称
☐	蛍光灯 電池内蔵型 直付 既設品
⊙2	埋込コンセント 2P15A×2
NC1	トイレ呼出表示器
NC2	呼出ボタン
○ NC3	プザー付廊下灯
NC4	復旧ボタン
☐	感知器 差動式スポット型 2種
⊙	感知器 煙 3種 既設品
☒	プルボックス
☒	はつり補修
☒防	防火区画貫通補修

点線にて記入のものは既設再使用とする

取外し再取付機器	
記号	名称
Ⓐ	FL20W×1 電池内蔵型 直付
Ⓑ	煙感知器 3種

図中記入なき配線は下記とする	
—//—	AE1. 2-2C 誘導支援
—///—	AE1. 2-3C 誘導支援

原図：A 2

機械設備工事特記仕様書		SCALE		SCALE		SCALE		SCALE	
1	1 工事名称 津市中央市民館多目的便所設置工事	(11) 発生材の処理等 1) 引渡しを要するもの ( ) 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物 ( ) 処理方法 ( ) 3) 現場内において再利用を図るもの □発生土 □その他 ( ) 4) 再資源化を図るもの ( □ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材 ) 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D、E票を提示すること。)	(23) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当って施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。	9 工事細目 (1) 配管材割分のに配管種類を変更する場合は、図面に明記すること。 ■ 給水管 ■ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般: SGP-VA, VB 地中: SGP-VD) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般: SGP-FVA, FVB 地中: SGP-FVD) ※継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。 □ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般: 地中: HIVP) □ 水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中: PE) □ 水道用ステンレス鋼管 JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 ※地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。 ■ 雑排水管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) ■ 土間: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP) 規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 ■ 通気管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) ■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP) 規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 ■ 汚水管 □ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※向上MD継ぎ手 JPF MDJ 002 ■ 土間: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP) 規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 □ 鉛管 □ 排水・通気用鉛管 SHASE-S203 □ 給湯管 □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般: SGP-HVA 地中: 内外面耐熱性硬質塩化ビニル鋼管) □ 水道用ステンレス鋼管 JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 □ ガス管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 土間: 塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中: PE) ※地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。 □ 都市ガス事業者(東邦ガス)の供給規定に準じる。 □ 消火管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※地中埋設管VSは、取出し位置のGL面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。 ■ 屋外埋設排水 ■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) 150A以上はVU □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (REP-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)(1類水路用遠心力鉄筋コンクリート管) □ 冷温水配管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般: SGP-HVA) □ 冷却水管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般: SGP-VA, VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般: SGP-FVA, FVB) □ ドレ管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) □ 結露防止用保温付硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP): 屋内露出 □ カラー硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP): 屋外露出 □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP) 規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 □ 冷媒管 □ 銅及び銅合金継目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 □ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品 ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 ※冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。 □ 油管 □ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合 □ 蒸気管 □ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452 □ ブライン管 □ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452 ※弁類 揚水ポンプまわり、消火ポンプまわり、水道直圧部は TOKとし、それ以外もKとする。 塩化ビニル鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。	2) 電気保安技術者 □ 適用する ■ 適用しない (13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 □ 土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし ( ) 2) 施工可能時間帯 □ 指定なし □ 指定あり ( 時 ~ 時 ) (14) 概成工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえて、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり ( 平成 年 月 日 ) (15) 仮設工事 構内既存の施設 1) 使用 □ 利用できる □ 利用できない 2) 工用水 □ 利用できる(有償) □ 利用できる(無償) □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる(有償) □ 利用できる(無償) □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 (16) 足場: 建築図参照 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 □ 適用する □ 適用しない ※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 (17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿(最新版)及び別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名: ) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。 (認定製品の品名: ・間伐材製工用バリケード ・間伐材工事看板 ・間伐材表示板 ( )) (18) 建設副産物 1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事の変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後には報告書を提出すること。 (19) 三重県産業廃棄物税 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェスト)の数量の集計)を超えて請求することはできない。 (20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。 (21) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ、既設にない復旧すること。 (22) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両(資機材等の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査を協力するよう管理及び監督員に指示しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督員に指示しなければならない。	1) 提出図書 1) 工事書類 : ・施工計画書 ・打合記録 ・施工要領書 ・機器使用願 ・機器明細図 ・工程表 ・施工図等 2) 工事完成図書 : ・品質確認書類 ・工事日報 ・工事写真 ・安全・訓練実施記録 ・完成図(竣工図[製本2(原寸部、A3(見開き)2部)]) ・機器完成図(マニュアル等1部) ・保守に関する説明書(取扱説明書・保証書) 2部 ・機器性能試験成績書 1部 ・総合調整測定表(試験結果・測定結果等) 1部 ・官公署届出書類、検査済証 1部 ・出来形確認書類 1部 等 ※ 竣工図・竣工図はCADにより作成すること。 ※ 工事書類は営繕工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。 (2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書(メーカーリスト)、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているため、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律(グリーン購入法)を考慮し、再生品などの環境に優しい(環境物品)の調達に努める。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。 (3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。 1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事) ・別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成(機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入)を行うこと。 (4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。 (5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・ 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) ・ 基礎寸法 ・ 水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・ 支持間隔 ・ 振れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・ 排水勾配 ・ 樹の深さ 4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ (6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する ■ 適用しない (7) 耐震安全性の分類 構造体( )類 建築非構造部材( )類 建築設備( )類 (8) 機器の地震力(主要機器) 地域係数 (1.0) 機器名 設置階( ) 設計標準震度Ks( ) 地域係数 (1.0) 水槽類 設置階( ) 設計標準震度Ks( ) その他監督員が指示するもの (9) 冷媒(フロン類)の回収 □適用する ■適用しない 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2.4.3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収行程管理票 ・特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券) 撤去する前にフロンを屋外ユニットに集める作業(ポンプダウン)を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。 (10) 中間技術検査 実施回数( )回	1 級建築士事務所 三重県登録第1-753号 山本 一級建築士事務所 管理建築士 一級建築士 第61738号 山本 寛 蔵 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397 設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛 蔵 No. M-01 原図: A2		
TITLE	津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE	機械設備 特記仕様書 1	SCALE	N/S	SCALE	SCALE	SCALE	SCALE

※横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下 125A以上	- -	2m以下 3m以下
ビニル管 耐火二層管 鋼管	80A以下 100A以上	- -	1m以下 2m以下
鉛管			1.5m以下
鍍鉄管			標準図による

※横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管	-	50A~100A	125A~
鍍鉄管			
ビニル管 耐火二層管 鋼管	25A~40A	50A~100A	125A~

※冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下 ※ 液管・ガス管共吊りの場合は  
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下 液管の外径を基準とする。  
形鋼振れ止め支持間隔は、鋼管に準ずる。

(2) ダクト工事

- 矩形ダクト □ 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 鍍金付着Z18以上  
□ ステンレス鋼板 JIS G 4305  
工法 □ アンクルフランジ工法  
□ 共板フランジ工法  
□ スライドオンフランジ工法  
形鋼補強 □ 山形鋼 JIS G 3101 □ SUS鋼材 JIS G 4317  
丸ダクト ■ スパイラルダクト  
□ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事

1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面に明記すること。

■ グラスウール保温材 保温帯 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等) 保温板 保温帯 JIS A 9504 2号 40K			
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管	<input type="checkbox"/> 温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/> 消火管
(屋外等)			
<input type="checkbox"/> 給湯管 (70℃以上)	<input type="checkbox"/> 温水管	<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□ ロックウール保温材 保温板、保温帯、ブランケット (防火区画貫通部等) 1号 JIS A 9504			
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管	<input type="checkbox"/> 温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/> 消火管

■ ポリスチレンフォーム保温材 保温帯 JIS A 9511 3号 (屋内一般等) 保温板 JIS A 9511 3号			
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷水管 (2~4℃)
<input type="checkbox"/> プライン管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(屋外等)			
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管 (70℃以下)	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> プライン管	<input type="checkbox"/> 消火管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 調合ベント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ベント) 1種 (露出)			
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input checked="" type="checkbox"/> 通気管	<input type="checkbox"/> ドレン管
<input type="checkbox"/> ガス管	<input type="checkbox"/> 消火管	<input type="checkbox"/> 油管	<input type="checkbox"/> 冷却水管
<input checked="" type="checkbox"/> ダクト管			

2) 保温厚

・ グラスウール、ロックウール					
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯 膨張・温水・消火管	~80A	100~150A	-	200A~	-
蒸気管	~25A	-	32~50A	65A~	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	~25A	32~200A	250A~

・ ポリスチレンフォーム						
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	~80A	100A~	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
冷水管 (冷水温度2~4℃)	-	-	~20A	25A~100A	125A~	-
プライン管	-	-	-	~25A	32~80A	100A~

・ 機器ダクト保温厚

保温厚	25mm	ダクト (屋内露出 [機械室、書庫、倉庫]、隠蔽部)、消音チャンパー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部 (ロックウール)
50mm	ダクト (屋内露出 [一般居室、廊下] )、サプライチャンパー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部 (ロックウール)	
75mm	煙導 (ロックウール)	

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		
暗渠内 (ピット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

- ※1) 排水管については、上表暗渠内 (ピット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。  
※2) サヤ管工法: 架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。  
※3) 消火管の保温は北勢・伊賀の山沿い寒冷地に限る。(消防打合せにより内容変更)

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	アルミガラスクロス仕上	
(温水・蒸気管以外)					
暗渠内 (ピット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

- ※1) 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別  
■ 保温化粧ケース仕上 ■ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)  
■ 保温化粧ケース (スリムダクトP D相当) 仕上 (給食室内露出部)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク 鋼板製タンク	紙	保温板	ポリエチレン フィルム	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)
冷水・冷温水ヘッダー 温水・膨張・還水 貯湯タンク	紙	保温板	鉄線		SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)
温水・蒸気ヘッダー 熱交換器					

※1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様

	1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	紙	保温板	カラー鉄板
	機械室		紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
	屋内隠蔽、D S内		紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
	屋外露出、多湿箇所		紙	保温板	ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板
	機械室		アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、多湿箇所		アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所		保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板
サプライチャンパー			紙	保温板	ガラスクロス 銅電甲金網
消音チャンパー、エルボ			紙	保温板	ガラスクロス
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽		紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
排煙ダクト円形	屋内隠蔽		アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	
煙道			ブランケット	鉄線	カラー鉄板

- ※1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。  
※2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55  
による防錆処理を施したプラス0号で外面補強したものを使用。  
※3) 銅電甲金網は、JIS H 3260 網目10、線径0.5

配管用炭素鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種類	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	調合ベント	1	1	1	下塗りはさび止めベント
黒管	露出	調合ベント	2	1	1	下塗りはさび止めベント

※1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めベント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. SA  
□ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )  
2. EA  
□ 保温あり ■ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )  
3. RA  
□ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )  
4. OA  
□ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )  
チャンパー内貼施工  
□ 内貼あり ( 25mm ) □ 内貼なし □ 図面による □ その他 ( )

(4) スリーブ工事

1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚さを含む)  
より40mm程度大 (=2サイズUP) なるものとする。  
箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板 (実管ダクト) とする。  
2. 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管 (VU) とし、水密を要する部分のスリーブは、  
つば付き鋼管とする。  
3. その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、  
配管前に必ず撤去のこと。

10 共通事項

- 陸上ポンプ、送排風機 (エアハン含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
- 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
- 系統が分かるように、必要箇所 (機械室、P S内等) に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
- 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
- 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
- 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
- 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
- 雨がかり部に取り付けるガラのチャンパーには、水抜きを設けること。
- 屋外埋設管 (給水、消火、ガス) には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設標を施工すること。
- 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
- 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
- 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
- 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。  
・ 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。  
・ 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。  
・ 土間配管は、土間防に吊り下げするなど埋設配管を保持すること。  
・ 呼び径100A以下はM10、125A~250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
- 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチピット等) の配管架台は、SUS又はS S溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
- 屋外設置のマノホール類には用途名を入れること。
- 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
- 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。

※特記事項

- ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。  
※ 現場作業着手までの敷地内調査は、事前に施設関係者及び市監督員の承諾を得るものとし、また休日等の行事に影響を与えない範囲とする。  
※ 工事作業については、工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。  
※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。  
※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。  
※ 工事期間中、現場内入場者、近隣関係者へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。  
※ 安全対策として、作業範囲にはコーン等を設置すること。  
※ 側溝、溝等は車両通行時に破損しないよう、鉄板敷き等で養生すること。  
※ 工事車両の出入りについては、登下校時間を避け安全確保に十分配慮すること。  
※ 大型車両進入時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。  
※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。  
※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき、関係機関への届出打合せの上、作業に着手することとし、また、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承諾を得てから行うこと。  
※ 工事着手前には、現況状況把握のために破損箇所等があれば、市監督員の立会のもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存施設に破損等を与えた場合は、工事受注者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告をすること。  
※ 本工事の現場施工にあたっては学校運営に支障のないように、土日祝日等休日に施工を行うようにすること。ただし、平日であっても授業等に影響のない範囲に限り施工を行うことを認める。  
※ 設計書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

原因: A 2

TITLE  
津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE  
機械設備  
特記仕様書 2

SCALE  
N/S

一級建築士事務所  
三重県登録第1-753号  
山本一級建築士事務所  
管理建築士 一級建築士 第61738号 山本 寛 蔵  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 寛 蔵

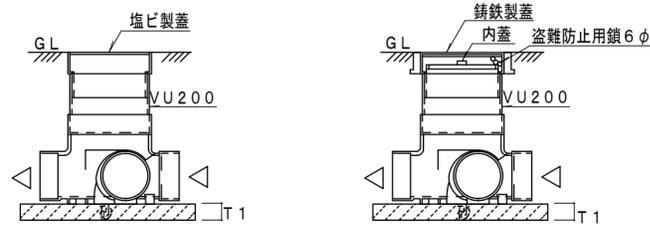
No.

M-02

凡 例

記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称
———	給水管	-----	既設配管	⊗ ⊕	弁類: JIS10kg/cm <sup>2</sup>	☒ ☓	換気機器
———	污水・排水管	□ □	給水栓	●	排水金物	⌒	換気ダクト
-----	通気管	Ⓜ	床上掃除口				

污水小口径樹 (参考図)



換気機器表

記号	品名	風量 (m <sup>3</sup> /h)	ダクト径	静圧 (Pa)	電源 (W)	付属品	設置場所	台数
VF-1	天井換気扇: 低騒音形 本体: 金属	150	100	70	1φ100V23.0W	SUS製深形パイプフード (ガラリ付), 天吊金具	多目的便所 参考品番: VD-15ZP10	1

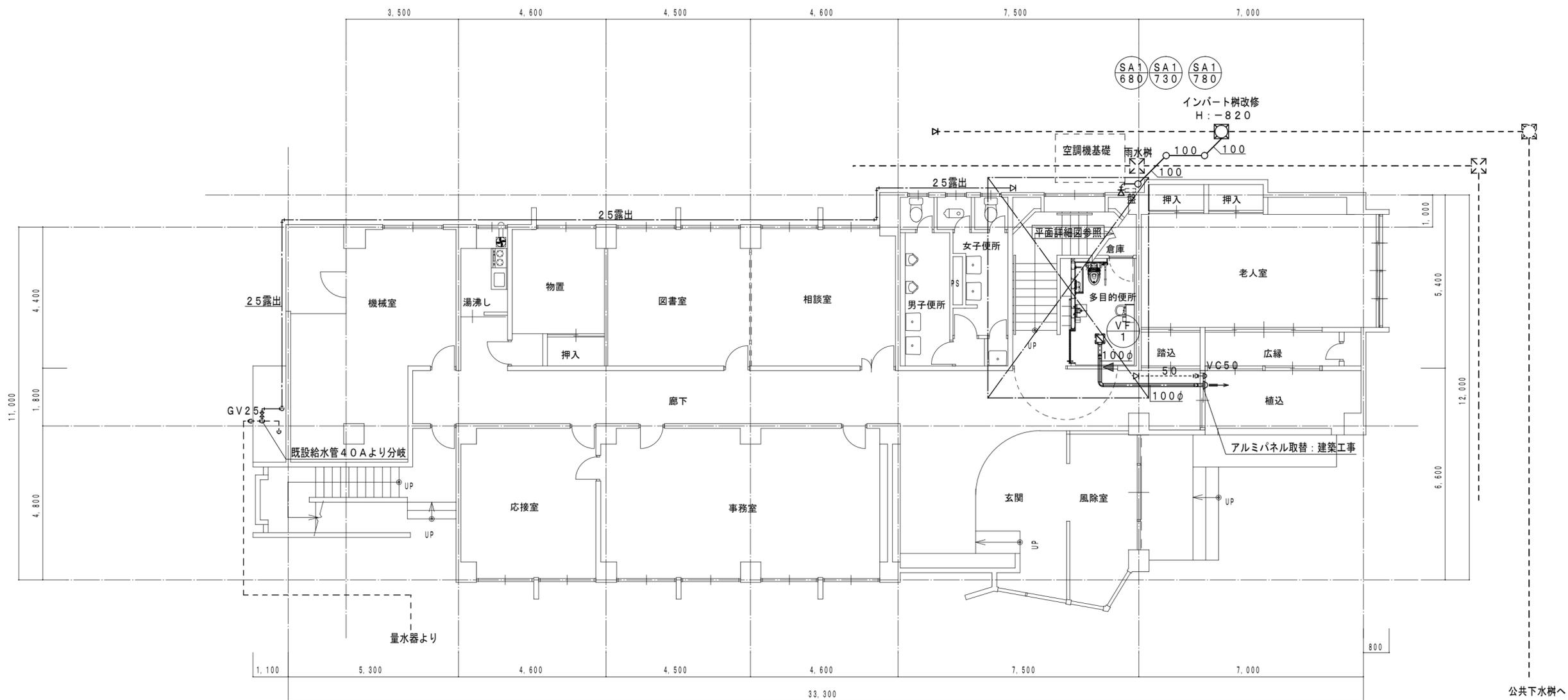
※動力は参考数値とする。

衛生器具表

名称	参考品番 (TOTO)	参考品番 (LIXIL)	合計	多目的便所
洋風便器	CFS497B, TCF5840AUPR (温水洗浄便座), YH702	BC-K21S, DV-K213FL-CK (温水洗浄便座), CF-63HST	1	1
L形手すり	T112CL11, 付属固定金具共	KF-926AE80D25, 付属固定金具共	1	1
はねあげ手すり	T112HK7R, 付属固定金具共	KF-471EH70, 付属固定金具共	1	1
背もたれ	EWC283CR, 付属固定金具共	KFC-275T1U, 付属固定金具共	1	1
洗面器	LSA125AA (自動単水栓・水石継付)	L-A951A2C (自動単水栓, 水石継付)	1	1
オストメイトバック: 電気温水器付	UAS81RDB2N, UTR141X2	PT0M-A210TRW, PT0M-DSCRX2	1	1
化粧棚	YKH50A	KF-87	1	1
化粧鏡	YMK51K	KF-D3611AS	1	1
			1	1

原図: A2

TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 機械設備 凡例・樹参考・器具機器表	SCALE N/S	一級建築士事務所 三重県登録第1-753号 山本 一級建築士事務所 管理建築士 一級建築士 第61738号 山本 寛 蔵 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛 蔵	No. M-03
---------------------------	---------------------------------------	--------------	---	------------------------------------	-------------



改修後 1階平面図 S=1/100

改修工事凡例

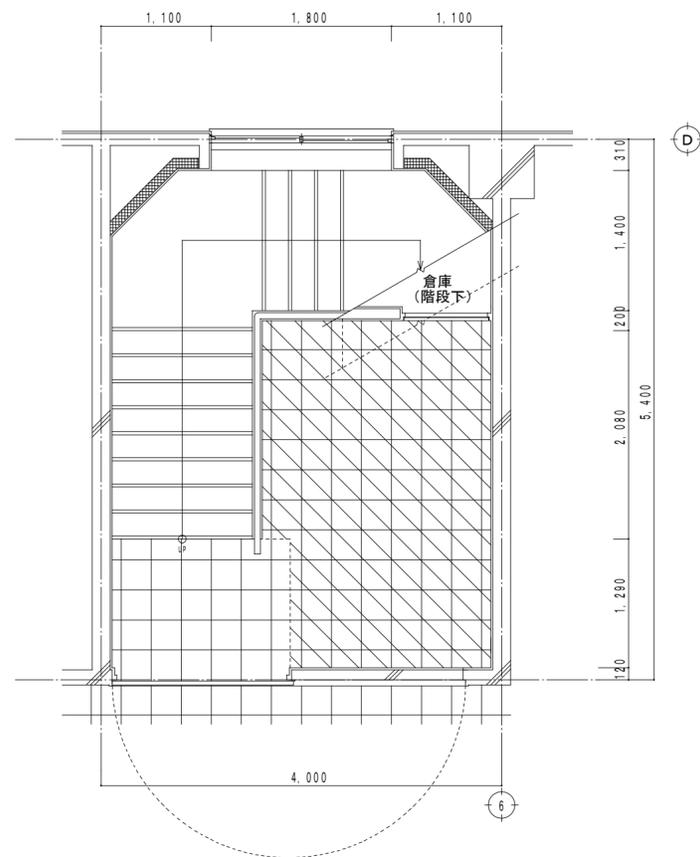
—	今回施工工事を示す
- - - -	既設を示す
○	既設配管接続箇所を示す
◀ ⊠	コア抜き貫通箇所を示す
< 1 ⊠	既設貫通箇所を示す

梁貫通箇所は鉄筋探査を必要とする。  
 躯体貫通箇所は既設スリーブを優先に使用すること。  
 土間はつり復旧は建築工事とする。(建築図参照)  
 ※今回改修工事にあたって、施工上当然と思われる工事は本工事に含む。

原図: A2

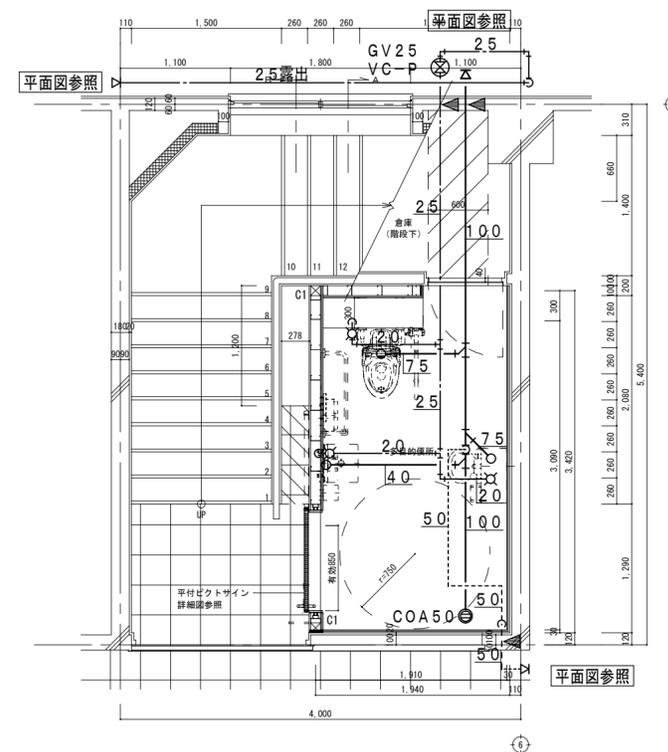
TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 機械設備 給排水衛生換気 平面図 (改修後)	SCALE 1/100	一級建築士事務所 三重県登録第1-753号 <b>山本 一級建築士事務所</b> 管理建築士 一級建築士 第61738号 山本 寛 蔵 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛 蔵	No. M-04
---------------------------	--	----------------	--	------------------------------------	-------------

改修前



改修前 1階平面詳細図 S=1/50

改修後



改修後 1階平面詳細図 S=1/50

改修工事凡例

—	今回施工工事を示す
- - -	既設を示す
⊕	既設配管接続箇所を示す
◀ ⊠	コア抜き貫通箇所を示す
◀ ⊠	既設貫通箇所を示す
梁貫通箇所は鉄筋探査を必要とする。	
躯体貫通箇所は既設スリーブを優先に使用すること。	
土間はつり復旧は建築工事とする。(建築図参照)	
※今回改修工事にあたって、施工上当然と思われる工事は本工事に含む。	

原図：A2

TITLE  
津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE  
機械設備  
給排水衛生設備 平面詳細図 (改修前・改修後)

SCALE  
1/50

一級建築士事務所  
山本 一級建築士事務所  
管理建築士 一級建築士 第61738号 山本 寛 蔵  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 寛 蔵

No.  
M-05